

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成24年9月19日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 平成24年9月19日（水曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 第106号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第107号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 3 第108号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 4 第109号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 5 第110号議案～第135号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 6 第136号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 7 第137号議案・第138号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（15名）

委員長 滝川健司	副委員長 加藤芳夫				
委員 下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	中根正光	鈴木達雄
長田共永	鈴木司郎	鈴木眞澄	丸山隆弘	森 孝	菊地勝昭
荒川修吉					
議長 夏目勝吾					

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、監査委員及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午前9時00分

○滝川健司委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る13日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第106号議案 平成23年度新城市一般会計決算認定から、第138号議案 平成23年度新城市工業用水道事業会計決算認定までの33議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

第106号議案 平成23年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

はじめに、歳入1款市税の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、第106号議案平成23年度新城市一般会計決算認定で、歳入1款2項1目固定資産税、滞納繰越分ということで、ページ数、14ページでございますけれども、前年度に対し、収入済額は1.8倍に伸びたが、逆に不納欠損額が3.7倍に膨れ上がった。原因はどこにあるのか、よろしくお願いします。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 お答えします。

不納欠損が3.7倍に膨れ上がった主な理由としましては、二つの法人の破産によります廃業で、即時欠損処理をしたためでございます。

具体的な内訳を申し上げますと、A法人の平成11年度から平成22年度までの滞納繰越分が1,874万8,929円、それからB法人の平成22年度分の滞納繰越分が326万876円でございます。この法人の即時欠損をしたがために、3.7倍という大きな上昇となっております。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁で、A法人、B法人ということで、個人ではないということで、法人なんですけれども、これは答弁の中で、今、11年から平成22年までということなんですけれども、その滞納分1,874万円、その期間というのか、今回の欠損については破綻という理由が大きな理由なんですけれども、以前から滞納してきたというところの督促というのか、そういう働きかけはどのようにやってきたのか。破綻してしまったから不納欠損で処理というのは、余りにも短絡的であると思うんですけれども、Bについては平成22年からという答弁があったんですけれども、23年以前の状況までは聞いてはいけないんですか、委員長。状況は。

○滝川健司委員長 過去の督促状況。23年か。加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 では、23年度に破綻したということなんですけれども、その当初等の、破綻する前までの働きはどうだったんですか。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 まず、不納欠損には、三つのパターンが、ご承知かとも、あります。一つが5年の消滅時効が完成した場合。それから二つ目がいわゆる執行停止処分を行って、3年が継続した場合。三つ目が即時に消滅時効が完成した場合でございます。

今回の2法人につきましては、3をしまして即時欠損ということでありまして、今、加藤委員がおっしゃった、この法人の過去の処分の履歴でございますが、今申しましたように、通常でありますと5年の消滅時効で落ちてしまうということなんです。このA法人につきましては、11年からずっと滞納があるわけなんですけれども、この法人につきましては、当然、今申しました5年の消滅時効は過ぎておるわけなんです。その間に債務承認ですか、差し押さえ、それから公告請求を行ってございまして、それによって時効が中断するものですから、ずっと税務課としてはそれな

りの、いわゆる処分といいますか、できうる限りの処分はしておったつもりでございます。B法人については、今まで滞納が全然なくて、22年に破綻をして即時欠損をした次第でございます。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、これからも今後の大切な税でございますので、できる限りそういう法人、個人を問わずして、滞納を少なくしていただいて、不納欠損を少なくしていただきたいと思うんですけれども、今、今年度の、もう一点お聞きしますけれども、23年度の3,300万円余の不納欠損が出ておるんですけれど、今、A、B法人をあわせると約2,100万円ぐらいです。まだ、1,100万円ぐらいの不納欠損が、これはあとは個人というのか、法人ではない個人として解釈してよろしいですか。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 若干、説明が不足して申しわけございません。

今回の14ページの下から3段目にあります固定資産の滞納繰越分の不納欠損額の総計が3,348万3,807円でございます。この要因としましては、先ほども申し上げました5年の時効を迎えるものについてが633万3,000円ほどです。それから、執行停止処分をして3年が継続したものが169万6,000円ほどでございます。それから、即時欠損をしたものについてが2,545万4,000円ほどでございます。

したがって、膨れ上がった要因としましては――、ちなみに平成22年度につきましては即時欠損をしたものはゼロ件でございました。今回、23年の段階で即時欠損をしたものが2,500万円ということでありまして、先ほど冒頭に申し上げたA法人、B法人に加えて、A法人が合資会社になっておったものですから、無限責任社員ということで、これの代表者の個人分が330万円ほどありまして、

これを合計しますと約2,532万6,000円ということで、ほぼ即時欠損額に合致するというところでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 それでは、今、加藤委員の関連質問で、不納欠損の関係について1点お伺いします。

今、説明がありましたように、不納欠損をするには三つの方法があると。これは、地方税法上の手続きだと思うんですが、5年で消滅する消滅時効につきましては、何もしなくて5年間行使しなければ、そこで消滅時効になるわけなんです、その間に時効中断手続きというのがあると思うんです。先ほど、ちょっと言われました通告だとか、督促、交付要件、差し押さえとか、そういうことをやれば、その時点からまた5年間延長すると理解をしておるんですが、そうしたことはきちんとされているのかどうかお伺いします。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 お答えします。

今おっしゃった件なんですけれども、基本的には差し押さえですとか、交付要求等する場合には、それぞれ財産がなければできないかと思えます。預金にしろ、年金にしろ、そういった何らかの収入がなければ、差し押さえ等はできないものですから、そこら辺のところをしっかりと調査をした上で、そういった財産がある滞納者については、それなりの処置をしておりますが、なかなか今こういう不透明な時代でありますので、皆さん個人的には大変収入が少なくなっておりますので、なかなか滞納する方にはそういった余力といいますか、そういった資力がないものですから、なかなか差し押さえ、それから債務承認とか

いうところまでは至っておりません。ですので、今は督促ですとか、催告書によって地道な催告を繰り返しておるところでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入12款分担金及び負担金の質疑に入ります。

質疑者、鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 それでは、民生費負担金につきまして、12款2項1目、22ページでございます。

児童福祉費負担金における収入未済額の要因についてお伺いをいたします。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 児童福祉費負担金の収入未済額は、全て保育所保護者負担金でございます。内訳は、平成23年度の現年度分として56件、56万1,000円、過年度分189件、255万4,730円のあわせて245件、311万5,730円となっております。

保護者負担金の収入未済は、平成20年9月のリーマンショック以降の景気後退と、その後の家計所得の伸び悩みとほぼ時を同じくして、平成21年度から件数、金額とも増加傾向にあります。

収入未済に至る要因につきましては、個々の家庭の事情や置かれた状況により異なりますが、1点目は所得状況の急変による納付困難が挙げられます。保育料は前年分の所得税、及び前年度分の市町村民税の課税状況に応じ、保育料の額の決定を行っておりますけれども、前年度の生活状況と現在の生活状況とが大きく異なっている場合があります。一定の時間外労働により所得水準を維持していった者が、企業の生産活動の低下に伴う労働時間の短縮、あるいは一斉休業日など、可処分所得に大き

な影響を及ぼす状況に加え、雇用機会そのものがリストラ等により失われる場合もあり、このようなことが保育料を滞納する状況に至る要因と考えております。

2点目は、最近、特に増加傾向にある要因でございますが、保育料の滞納中に離婚や別居に至る場合がございます。離婚や別居後に収入が少ない方の保護者が、子どもを引き取ることが多く、その後の所得状況から、結果的に収入未済の保育料の徴収がより困難となるケースがあります。

なお、平成23年度決算において、現年度分の徴収率は99.7%となっておりますが、引き続き個別の事案に対応した納付方法の提案や、徴収努力を続けたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 要因につきましては、今、詳しく説明をいただきました。この保育料の収入未済額につきましては、本年度は311万5,000円ほどということでありますけれども、これは過去ずっと増えておるわけなんです。21年度につきましては190万円ぐらいほど、22年度は256万円ほどだったと思うんですが、その間、努力はしておっていただけると思うんですが、過年度収入がこれもまた21年度は24万9,000円ほど過年度収入がありました。22年につきましては4万5,700円、23年度、今年度は6,400円ということで、非常に少ないわけであります。非常に厳しい状況ではあると思いますけれども、これは負担金でありますので、預かる以上はそうしたものもきちんと納めていただかないとならないと思っておりますので、これはきちんと指導をしていただいて、納めていただく方法をとっていただきたいと思いますが、特にこの質問をさせていただくのは、23年度の過年度収入分が6,400円と非常に少なかった。どのような指導をしておったのかというところをちょっと、もう一点お聞かせいただきたいと思います。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 23年度の過年度分の収入済額が6,400円と非常に少ないという指摘がございますが、23年度につきましてもそれ以前と同様に納付、現年度分で口座振替ができなかった場合と同様に、納付書による納付をお願いしてきたわけですが、結果的に6,400円のみで済んだということでございます。

電話等での納付依頼等を続けておりましたが、なかなか保護者との接点がない場合もございますので、そうしたことで結果的にこの金額になったということでございます。

○滝川健司委員長 鈴木司郎委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入12款分担金及び負担金の質疑を終了します。

次に、歳入13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 13款1項2目民生使用料、保育所使用料、24ページです。

1点お聞きします。累積未収保育料額、収入未済額への対応状況は、お願いします。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 児童福祉使用料のうち、保育所使用料は、私的契約児の保育所利用に対するものでありまして、児童福祉使用料の未収総額32万3,700円のうち、保育所使用料に係る未収額は3万3,900円でございます。

内訳は、過年度分であります平成22年度の1件、3万3,900円でございます。平成23年度の現年度分につきましては、調定額386万5,030円の全額を収納し、100%の徴収率となっております。

収入未済への対応につきましては、当該月

に口座振替ができなかったため、園長から直接、納入通知書を保護者に手渡しし、納付を促しておりますけれども、いまだに納付していただけていない状況でございます。

今後とも、引き続き納付勧奨を継続してまいりますけれども、なお納付されないときには、近日中に臨戸訪問を行い、直接徴収したいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今、答弁していただいたんですけれども、使用料のところですけども、未済額の点でもう一点お聞きしたい。

こちらに住んでおられる方とか、いなくなってしまった人とか、在籍を——、住んでおられる方も含めて、その割合というのはどういう形でしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 先ほど申しましたように、保育所使用料の未納の私的契約児の保育所の分ですけども、1件の3万3,900円ですけども、この方につきましては現在も市内に在住されております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 全員の方が市内に住まわれておるという状況です。

税金については、時効という部分がありますけれども、こういう形のものが本当に、本来徴収できる形が、未来課としてどういう工夫をされて、この対応状況、先ほど何とかいろんな工夫をして対応されるということなんですけれども、そういうのが本当にこれからこども園の方向へ動いていく中で、こういうものがちゃんとした形で明るくならないと、いろんな意味で今後、不安になると思うんですが、そういう検討はされたんでしょうか。

○滝川健司委員長 戸別訪問以外に何か、それ以降の督促とか、法的なことは対応できるのかということだと思いますが。

古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 先ほどのお答え

でもさせていただいたように、直接、顔を合わせる園長さんからの納付を促す、それから私どもこども未来課からの電話での督促、それから臨戸訪問等、可能な限りの手段を通じて徴収努力をしたいと思います。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 それでは、13款1項6目商工使用料、26ページでございます。

これは、湯谷温泉源使用料だと思うんですが、55万600円の不納欠損額の要因についてお伺いいたします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 不納欠損の原因でございますが、商工使用料の55万600円の不納欠損は、湯谷温泉源使用料でA法人の平成18年度分で、平成22年5月27日に破産管財人から破産廃止の決定がされ、配当に至らなかった旨の通知を受けており、破産による支払い不能による処理をしたものでございます。

今後とも、使用料の未収につきましては、臨戸訪問、電話等の督促等を含めて、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

○滝川健司委員長 鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 今のご答弁は、去年の決算の質疑に対しても同じ答弁であったと思います。昨年は、この湯谷温泉源使用料、12年度から16年度までを一遍にやったものですから、六百六十何万円が不納欠損になったと、今年度は18年度分として55万600円。そのときには、昨年ですが、答弁で「毎週1回決まって訪問をしてお願いをしているので、成果が出るものと思います」というような答弁をされております。今年、18年度分が、まるまる55万円600円が不納欠損に出たわけでありまして、その成果は全然出ていないじゃないかと思っておりますので、さらにお伺いをいたします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 無論、このほかにも滞納がございまして、そちらの内容も含めて答弁をさせていただいた内容でございますし、今回のこのA法人の内容につきましては、病院に入院をされておまして、そちらにもお願いをさせていただきましたが、なかなか支払いには応じていただけなかったということでご理解をいただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木司郎委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳入総括の質疑に入ります。

質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、歳入総括で1点、市税の収納強化による成果はどの程度あったか。不納欠損額の急増、収入未済額の減少、収納率の増加等、それをどう評価するのか伺います。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 お答えいたします。

市税全体で対前年度比、収入済額が9,092万293円の増でございます。それから収納率につきましては、対前年度比0.9%の増となっております。

不納欠損の急増につきましては、先ほど加藤委員からご質疑がありましたので省略をさせていただきますが、法人の廃業によります即時欠損の結果だと認識しております。

なお、収入未済額の減少、それから収納率の増加につきましては、平成23年度に発足しました愛知県東三河地方税滞納整理機構によるところが大変大きいと認識しております。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 総括ということで、少しいがった見方かもしれませんが、平成22年度比較で収納率0.9ポイントということですか、伸びましたということです。確かに、平成21年とか22年よりは、向上しているように見えるわけですが、先ほど来ありました不納欠損額、その急増分をちょっと考慮して、前年度分ぐらいの不納欠損額であったらどうだろうということで、ちょっと数字を見てみますと、94.8%ぐらい、0.4ポイントぐらい伸びているかと思うんですが、伸び率はそんなのではないという気がします。

それから、収納率について、それから収入未済額について、ちょっとさかのぼって平成19年、平成20年、収納率については95.7%、95.4%というような数字が残っておるわけですが、それと同等、実はそれ以下というような23年度の数字ということでありまして、先ほどの努力というものがあったわけですが、その効果については、今回の収納率95.2%、0.9ポイント増えましたというような効果は余り、実際はなかったんじゃないかという見方もあるわけですが、その辺についてはどうでしょう。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 今回の鈴木委員さんからの質疑であります、その前に、私、先ほど訂正をさせていただきます。収入済額は9,092万293円と申し上げましたが、正しくは9,092万253円の誤りでございますので、253円ということで訂正をお願いします。この額が増となっております。

2問目の鈴木委員さんの質疑でございますけれども、21年度が、ちなみに一般会計でございますと94.6%の収納率でございます。それから、22年度が一般会計で申しますと94.35%、それから23年度が95.24%ということになります。

それで、先ほど私が申し上げました東三河地方税滞納整理機構分の徴収率であります、23年度は発足した1年目ということもありまして、70件ほど市から引き継ぎをしております。その結果、23年度の実績としましては、約5,700万円ほど機構でいただいております。新城市分としましては、収納率については73.6%という結果でございました。

冒頭に申し上げましたように、収入済額が対前年度比が約9,000万円ほど増えておるといことは、明らかに先ほど申しましたとおり、機構によるところが大きいです、機構を除いても若干ではありますけれども、対前年度に比べて増えておるといことでもあります。

それから、一般論になるんですけれども、収納率というのは非常に、なかなかすぐに出てくるとは限りません。例えば、今年度に一生懸命やって、翌年度に収納率が大幅にアップするということもあり得ませんし、それから2、3年こつこつと努力した結果、翌年度にその成果が出たという場合もあるかと思えますので、必ずしも収納率にすぐ反映するとは認識しておりませんので、ご理解のほどをいただきたいと思えます。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 先のお話をしてはいけないかもしれませんが、今、先のお話がちょっとありましたけれども、今の努力、現在続けている努力が、来年以降、見込めるだろうという認識はあるということですか。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 こればっかりは何とも申し上げられませんが、なるべく前年度アップできるように努力してまいりたいと思えます。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入総括の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、森孝委員。

○森 孝委員 それでは、第106号議案 平成23年度新城市一般会計決算認定、歳出2款1項11目めざせ明日のまちづくり事業、80ページについてお尋ねをいたします。

平成23年度決算報告によると、30件の目標に対し、実績18件であった。23年度総応募数は何件であったのか。

次、各事業に対する成果をどのように分析しているか。

3番目、平成23年度決算審査意見書、54ページの⑤の指摘をどのように受けとめているのか、お尋ねいたします。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 まず、はじめの平成23年度の総応募数でございますが、応募は全部で18件ございました。そして、その全てが採択というような形となりました。

次に、2点目の各事業に対する成果の分析でございますが、今年度は、平成23年度実施団体を含めまして、平成18年度から事業実施をいたしました69団体全てに対しましてアンケート調査を実施いたしまして、そのうち49団体から回答をいただいております。

その中で、現在も補助事業を受けた事業と同じ事業を継続しているという団体は、86%という結果がございました。住民の皆様に使しやすい補助制度として定着をしてきていると分析をいたしておるところでございます。さらに分析を行いまして、住民の皆様にとって使いやすい事業となりますように、また活動を後押しできるような形で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の決算審査意見書の中の補助

事業の見直しについてでございますが、ただいま申し上げましたように、アンケート調査結果に基づきまして、市民にとっての必要性ということについては一つの検証はできたと考えております。今回、決算審査意見書におきまして、補助事業全般にわたってのご意見をいただいておりますので、真摯に受けとめまして、本事業におきましても、補助金の必要性をはじめといたしまして、ご意見をいただきました事項につきまして、改めて確認を行いまして、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 ただいまの答弁によりますと、69団体にアンケートをとって、今後、よりよい事業運営ですか、そういうものについて研究しているということでもあります。この事業も、もう始まって6年ですか、この事業で6年目になるかと思えますけれども、だんだん地域の皆様から、これはなじみが少なくなってくるというか、応募する方がだんだん少なくなってくるような気がします。ですから、その辺のところをさらにもっと扱いやすいような事業にしていくべきだと思うんですが、何かそれに対していいような意見、考えがありましたらお願いいたします。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 現在、この事業につきましては、昨年度については18件というような形でございましたが、今年度におきましては27件というような形で、また申請も増えておるとような形で、地域の皆様もこの制度につきまして、市民活動等につきまして、有用にご活用いただけるというような形では浸透できておるのではないかと考えておりますが、より使いやすい制度というような形で、今ご指摘がございましたご意見を参考に、改めて制度の内容について検討を進めてまいりたいと考えます。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 ただいまの答弁の中で、今年度のことをちょこっと触れられましたので、私もちょこっと触れてみたいと思いますけれども、事業採択した後に、皆様方にこの会員に、会員というか、事業の中に入ってほしいというようなことで、資金集めというか、会費集めのような活動も見受けられる事業もあったということをご伝えたしまして、質疑を終わります。

○滝川健司委員長 森孝委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、2款1項1目一般管理費、電子入札導入事業、70ページです。電子入札導入による効果をお聞きいたします。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 電子入札導入によります本市の効果、大きく分けて三つあるかと考えております。

一つ目は、事業者及び行政の入札関連経費削減。それから二つ目、情報入手の利便性及び透明性の拡大。3番目、不正の抑止と信頼性の向上でございます。

もう少し丁寧に説明させていただきたいと思いますが、一つ目の入札関連経費の削減につきましては、電子入札導入前、事業者は県下全ての自治体に提出しておりました入札参加申請が、基本的には1度の電子上の申請で完了することや、来庁する必要も少なくなり、営業経費の削減につながると考えております。私たち行政にとりましても、処理時間、保管スペースの削減や、入札、開札、契約などの事務経費が削減可能になると考えております。

また、これらのことは、例えば全国的に事業者の少ない業種の入札に際しましても、応札しやすい環境が整い、結果的に競争性の向上につながるものと考えております。

二つ目の情報入手の利便性及び透明性の拡

大につきましては、電子入札システムの情報サービス、この機能を活用することによりまして、入札に関するさまざまな情報を簡単に入手することができます。

三つ目、不正の抑止、信頼性の向上としましては、入札参加者が来庁される機会や、入札のために一堂に会する機会が減り、不正行為の抑止につながるものと考えております。

また、電子入札は、ICカードの認証等によりまして、入札の公正性、信頼性が向上するものと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、経費の削減という部分で、やはり行政側も業者側にもメリットがあるということですが、今、全てが電子入札をしているわけではないですね、例えば、単価契約の物品だとか、年間を通じて。それらも全て、今後、電子入札制度を導入していくおつもりかどうかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 システム上、共同システムということですが、新城市だけがこれをやりたいと言いましても、共同なので、ほかの自治体が皆さんがやると言えば、分担金を出し合ってやるということなものですから、全てというわけにはいかないんですが、今、ちょっと大きな問題といえますか、ちょっと今後、考えていかないといけないというのが、物品の入札です。物品は、ものが小さいものですから、ほとんど市内で対応できるというものでございます。それを全て電子化にすれば、効果が最大限発揮されるんですけども、やはり市内の小さな業者さんたちにとっては、電子入札というのはやはりなかなか取り付けにくいという部分もございます。そういったことで、PRもしてきたり、いろいろ文章を出してみたりしてみたいんですけども、なかなか導入率が上がらない

というところがございます。

そこで、オープンカウンターという公開見積制度というのがあるんですけども、これはパソコンさえ持っていてインターネットにつながってさえいれば、簡単に応札することができるというシステムでございます。こちらは、ICカードをとったり、いろんな手続きがいらぬものですから、比較的簡単にできるということで、こちらをまず取り組んでいきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 長田共永委員。

○**長田共永委員** やはり、市内のおじちゃん、おばちゃんが経営しているところで、物品の単価契約なりの入札に関しては、非常になかなか手を出しにくい等あるかと思っておりますので、いろいろ方法を考えていただきたいと思います。透明性の拡大ということで、一般にしても、指名にしても、入札辞退者が多い場合があるとみられるときがあるんですが、もちろんこれは違法ではないんですが、そうした方々に辞退理由等を確認するのか、しないのかという点だけ。違法ではないので確認する義務もないとは思いますが、そこら辺の対応等はどのように今とられているのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 片瀬契約検査課長。

○**片瀬雅好契約検査課長** おっしゃいましたとおり、入札自体は、入札の開札日までに意思表示していただければ違法ではございません。ですが、私ども発注のときには、業務の内容や適正、競争性、それから業界の要望等を踏まえて発注を考えておるところでございます。辞退が頻発するようでしたら、辞退理由、事情なんかも踏まえまして、検討しなければならないと考えております。

辞退理由につきましても、そういったものを分析するためにといいますか、必ず出しておいてあります。内容は、細かい内容もほとんどなくて、都合によりとか、そういうものが多いものから、なかなか分析しづ

らいというところがございますが、辞退届は必ず出しておいてあります。

○**滝川健司委員長** 長田委員、質疑はいいですか。

長田共永委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○**菊地勝昭委員** それでは、一つ質疑いたします。

第106号議案 平成23年度新城市一般会計決算認定、歳出2款1項10目地域情報通信基盤費、携帯電話不感地域解消事業、80ページについてお聞きします。

新城市では、地域情報網整備計画で光ファイバー網を全地域に敷設し、それに伴って携帯電話の不感地域も解消するという進めをまいりまして、これが一番最終的な携帯電話不感地域に対する事業になっていたのかと思っておりますが、この事業が終了後に、まだ不感地域とか、まだ使えない戸数があると思っておりますが、現在、どのぐらいの数がそれが残っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○**滝川健司委員長** 榊原情報システム課長。

○**榊原法之情報システム課長** 最初に、(1)事業終了後、市内で残された不感地域、またその戸数についてお答えさせていただきます。

携帯電話不感地域を解消するために、携帯電話サービス提供を前提として、市内の光ファイバー伝送路貸し出しや、携帯電話鉄塔施設整備工事を実施し、22年度では作手東高松、作手岩波、作手赤羽根、作手上木和田、作手下木和田の5地区、23年度におきましては作手鴨ヶ谷、作手守義小田、中島山中、川合の4地区で取り組んでまいりました。

現在、口頭を含め、住民から要望があります集落での携帯電話不感地域は6地区ありまして、一つ目、作手菅沼山中地区4世帯、二つ目としまして作手守義上小夫田地区4世帯、三つ目としまして作手高松赤羽根下地区4世

帯、4番目としまして愛郷下島田地区2世帯、5番目としまして愛郷中島田地区7世帯、6番目としまして七郷一色黒沢地区6世帯、計27世帯が不感地域として認識しております。

以上です。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 まだ、27世帯ですか、携帯電話が使えない家があるということで、今、携帯電話というのは、情報のやりとりの中で大事な今、インフラの一つだと思えます。この地区を聞いてみますと、過疎地域なのか、山間地でもへき地と言っはいかんですが、そういうようなところがまだ残っちゃっていると思うわけですが、これは本当の大事なインフラになるわけですので、今後、そのあたりをどのようにしていくのかについて、ちょっとお聞きいたします。

○滝川健司委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 携帯電話事業者につきましては、先ほどの6地区につきまして、携帯電話不感地域の解消を引き続き要望してまいります。しかし、鉄塔基地局を幾ら設置しても、どうしても残ってしまう小さな不感地域を解消するためには、家屋内にピンポイントで電波状況を改善する超小型基地局用ホームアンテナ、通称フェムトセルという機械がありますけれど、それを設置することが有効な方策と考えております。

なお、フェムトセルのサービスにつきましては、それを受けるためには、ブロードバンド環境でブロードバンドの接続が必要となりますので、現在、ティーズの光インターネットでフェムトセルが利用できるよう準備を進めております。

以上です。よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 ちょっと、今、新しい言葉でフェムトセルというんですか、それは光ファイバーが引かれていて、インターネットに接続した家なら使えるということでしたが、

この27戸は今、情報過疎地になっちゃっていると思うんです。本当は、こういうところをちゃんと行政としても手当てをしていかないと、本当に一方はどんどん栄えていって、一方でそういうことで不都合している人がいるというのでは、ちょっと片手落ちかと思えますので、今後ともできるだけ早く、全ての人が携帯電話不感地域から解消されるように努力していただきたいと思えますし、フェムトセルがいつごろから使えるようになるかということをお聞きします。

○滝川健司委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 フェムトセルがいつから、携帯電話が利用できるかということについてお答えさせていただきます。

ソフトバンクによる光ファイバー品質試験を行っております。合格すれば、実際に接続試験を行い、ソフトバンクの携帯サービスに限られますが、年内には開始できると聞き及んでおります。

以上です。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

歳出2款1項5目人事管理費、職員研修事業、74ページ。

公共的研修機関実施研修が計画どおり行われなかった要因は、お伺いします。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 公共的研修機関実施研修は、千葉県にあります市町村アカデミーや、名古屋市にあります愛知県市町村振興協会研修センターなど、外部の研修機関で行われる研修なわけですが、このうち愛知県市町村振興協会研修センターの研修につきまして、計画では35コースの受講を想定しておりましたが、実績では18コースの受講にとどまったということが計画を下回る結果となった理由でございます。

これらの研修につきましては、原則としてみずから手を挙げた職員に受講をさせるといふ、研修エントリー制度を導入しております。エントリーがなかった研修につきましては、特に必要な場合は除いて、基本的に受講を見送っておりますので、それが計画どおりに受講させることができなかつたということでございます。

また、受講者数の実績も計画を下回っておりますのは、今申し上げました、計画していた研修を一部見送つたということもございませぬが、受講者数のカウントの仕方が計画と実績で異なつていたということも大きな理由でございます。計画では、各研修の受講者数にそれぞれの研修日数を乗じた延べ人数を受講者数としておりましたが、実績では、実際に研修を受講した実人数としておりましたことによるものです。平成23年度の決算に係る主要事業の成果報告書の14ページに掲載してあります人数が、ちょっと注意書きもなしで、計画では延べ人数、実績では実人数ということで、大変わかりにくい形で表示してしまつたことを深くおわび申し上げたいと思ひます。

なお、実人数で比較した場合には、計画では194名、実績で167名ということになりまして、計画の約86%の実績となっております。

いずれにいたしましても、この公共的研修機関実施研修を計画どおり受講させることができなかつたということは事実でありますので、今後は職員に対しまして、これまで以上に積極的な研修受講を促すとともに、研修を受講しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** ただいま、公共的研修機関実施研修で、延べ人数で出してあつたということで、実際の人数ではそんなに大きくは違わなかつたということなんですけれども、補正予算でかなり減額が、金額的に減額でできて

いるんですが、この辺の関係につきましては、今の人数が、実数的な人数が変わらなかつたということから考えて、補正予算で減額にされていくということは、これはどういう状況からこういうことが出てきたんでしょうか。

○**滝川健司委員長** 建部人事課長。

○**建部圭一人事課長** 補正予算で減額しております一番大きな原因は、自治大学校への派遣の負担金でございます。自治大学校第2部課程、それから第3部課程、こちらにもいわゆるみずから手を挙げた職員に研修に行かせるという形をとつておつたわけですが、23年度においては残念ながら手を挙げていってみたいという職員がおりませんでしたので、その負担金が38万7,000円減額をしておりますので、それが主な原因でございます。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 実は、昨年も同じ質問を決算のところで質疑させていただいたんですが、人材育成において、かなり市としては、やはり市のこれからの市政を預かつていく職員を育てる意味で、この公共的研修機関の実施研修というのは大変重要な役割を持つてきている、昨年もそう答えていただきました。エントリー制度をもって、誰も手を挙げる者がいなかつたというのが続いたという状況については、どういう判断をしておりますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 建部人事課長。

○**建部圭一人事課長** 委員さんがご指摘のように、やる気を持った職員を研修に行かせるということで、より研修効果が上がると人事サイドでは考えていたわけなんですけれども、なかなか日々の仕事のことも心配になる職員もおりまして、手を挙げにくい状況もあります。それから、みずから手を挙げるということで、ここ数年やってきた中で、手を挙げる職員にもちょっと偏りが生じていることも事実でありますので、今後は、研修エントリー制度は制度として存続をさせていきたいと思つて

おりますが、やはり必要な研修には行かせるべきだと考えておりますので、そういった意味では人事サイドから職務命令として強制的にというか、行かせる研修にも配慮していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 地方分権されていく、地方によって自治体の職員の質というか、やる気によってかなり自治体が変わってくるという状況の中で、昨年もそのことにつきましては、職務命令によって改善していきたいという同じ回答をいただきました。ということは、この1年間、職場の改善の面で、なかなかこれに手を挙げにくいという面があるということ、あとは仕事の面でこの研修に行きたいがなかなか行きにくい、こういうことについて、どのような改善はされたんでしょうか。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 昨年度、23年12月に新城市の人材育成基本方針というものを全面的に改定しております。それを庁内の職員にも周知をしておるわけですが、その職員像として、市民価値を高めることのできる職員ということで、人材育成のいわゆる基本的な目指すべきところを職員が共有できるような形で今進めておりますので、前はいわゆる行かされるという研修というか、受け身の研修も中にはあったかもわからないんですが、これからはそういう新しい人材育成基本方針のもとに、職員もみずから意識を持って研修に取り組んでほしいということで、大分、今年の話になってしまいますけれども、研修に対する意欲というものは上がってきていると思いますし、職場の理解もある程度進んできているのかという感じがいたしております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 来年度に向けて、また同じようなことの繰り返しがないように進めてほしいわけですが、自治大の先ほど言われた研修についてですが、もう少し短期とか、

職場にかなり負担のある研修以外の研修というのは、今、ちょっと調べますと、そういうところも検討しているような話が載っているんですが、この辺について市から、自治体からの要望とか、こういうことをしたりして研修のしやすい研修を進めてほしいという、こういう働きかけとかは外部にしているでしょうか。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 新城市から特に要望という形では出したことはございませんが、自治大の研修も、第2部課程というのは約3カ月間という研修なわけですが、第3部課程というのが数年前に新設されてきて、こちらは3週間程度の研修ですので、職場をあけても比較的負担が少ないのかなということで、そちらも手を挙げてもらうように今、努力しているところでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、歳出2款1項3目広報広聴費、広報広聴活動事業、72ページですが、1点目、市政モニター事業の成果をどのように検証しているか。

2点目、提言の具体的な内容は。また、市の施策へどのように反映されたかお伺いします。

○滝川健司委員長 夏目秘書広報課長。

○夏目保夫秘書広報課長 2点のご質問でございますので、まず1点目でございますが、市政モニター100人は、公募と無作為で抽出させていただいた方から選ばせていただきました。その中には、会社員や自営業の方など、日ごろ会議等に出席できないが市政に関心がある方からの応募であったと受けとめております。23年度は6回調査を行い、回答は郵送とインターネットでお願いをいたしました。

この市政モニターでは、貴重なご意見やデータをいただき、その都度、調査結果を担当

課へ返し、担当課に改めてこの結果を市政に反映したか否かを確認しています。回答としては、おおむね継続調査と参考資料として捉えています。昨年度では反映したという結果も出ています。この制度により、多種多様な市民の意見をお聞きできた市政への市民参加の一つの方法であると考えております。

2点目でございますが、平成23年度に実施いたしましたアンケートは、8課18件のテーマをもとに回答、提言をいただきました。集計いたしましたアンケート結果は、担当課でその都度内容を確認し、実効のあるものは反映しております。また、さらに継続的にアンケートしていく事項などもあります。

先ほど、反映したという点についてでございますが、私どもの秘書広報課で所管するテーマといたしまして、パブリックコメントの制度、市政番組放送についていただきました意見をもとに改善、あるいは企画して、市政番組づくり等に反映をいたしたところでございます。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 23年度調査、6回と申しましたけれども、6回で間違いはないですか。

○**夏目保夫秘書広報課長** 6回で間違いございません。

○**滝川健司委員長** 6回で間違いはないですね。下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 6回のアンケート調査を実施されたということだと思うんですが、これについて回答の回収率とか、そういったところの状況はどうなんでしょうか。

○**滝川健司委員長** 夏目秘書広報課長。

○**夏目保夫秘書広報課長** 6回で一番低かったのが93%ございまして、多いところでは99%ということで、やはりお一人、二人方、ご都合によって回答できなかったというような状況でございました。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** このモニターによるアンケ

ートの調査の結果、それからそれを分析したもの、またいただいた提言等、これを広く市民に知っていただく必要性についての認識と、またその取り組みがどのようになされたか、その辺についてお伺いします。

○**滝川健司委員長** 夏目秘書広報課長。

○**夏目保夫秘書広報課長** いただきましたアンケート等につきましては、その都度、ホームページ等で紹介もさせていただいております。

一つの例ではございますけれども、例えば人事課でアンケートをした例でございます。私たち市役所に努める職員は、市民の全体の奉仕者であるということございまして、まず市役所職員が、ふだん市民から見た目はどうかであろうかというような、いろいろな項目を設けまして、アンケートをいたしました。平成22年度からスタートしたものでございまして、比較をいたしまして、昨年度分析をいたしますと、挨拶面、言葉づかい、親切で丁寧な対応だというようなことで、担当の人事課、またこうした結果を職員がホームページで確認をいたしたところも、一つの意識向上というものもあったかと分析するわけですが、2年目の昨年は、改善したことに結び付いているという顕著なアンケートデータも出ております。これが一定の成果と捉えております。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 主要施策成果報告書によりますと、このモニターから寄せられた提言が31件ほどあったということで、これは目標値を超える実績であったということであるんですが、その中で、市の施策に反映された件数というのが、先ほど言われた秘書広報課の所管のパブリックコメント制度についてのこと、それと市政番組放送についてのこと、この2件だけであったということで、市の施策に反映された件数の割合が大変低いんじゃないかと思うんですが、その辺の要因はどのような点ですか。

○滝川健司委員長 夏目秘書広報課長。

○夏目保夫秘書広報課長 こうした提言につきましては、すぐに反映されるということではなく、先ほども申し上げましたように、継続して検討していったり、またいろいろな計画等にこのアンケート調査したものを資料としてお渡しして、その中で活用していただいておりますというもので、そこですぐ、それが活かされるということのまだ、追跡だけのことはまだやってございませんが、そういった形では活用しております。

実際には、私どものパブリックコメント、それから市政番組等につきましては、やはり市民の方からの非常に関心も高くございまして、「いいじゃん新城」の関係につきましては即利用できるという形で、グルメ情報等もすぐに取り入れていってほしいというような意見もございまして、そういったものも活用させていただいております。そういった中で、逐次、これは長い形で継続していきたいと思っておりますので、これからも続けていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出2款1項5目人事管理費、職員研修事業、74ページ。

1点目については前崎委員の質疑である程度理解しましたので、回答はよろしいと思います。

それから、2点目、職員研修の実施状況とその成果をお聞きします。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 それでは、1問目は、先ほど前崎委員のご質問に対する回答のとおりということで省略をさせていただきます、2点目のご質問でございますが、職員研修につきましては、その目的として、その職員のさらなる能力開発ですとか、資質向上を図るという目的で、今まで庁内で行う自主研修を

はじめ、新城設楽地区の研修協議会で行う研修、市町村アカデミーや愛知県市町村振興協会研修センターなど、外部の研修専門機関が実施する研修などへの参加等、これまでもさまざまな研修メニューを用意して、職員に対して研修を実施してまいりました。

研修を受講した成果につきましては、単純に数値としてはかれるものではございませんが、研修受講後には必ず職員から研修報告書というものを出させております。その報告書を見る限り、今後の仕事に活かしていこうとする強い意欲が感じられると、文面からですが強い意欲が感じられるものがほとんどで、人事課としては一定の成果が得られているものだと思っております。

ただ、繰り返し研修を実施しているのにもかかわらず、職員の接遇態度などについては、時折、市民の方から厳しいご指摘をいただくことがあることも事実でございます。このため、これからは、知識、能力のアップはもちろんなんですが、自分の言動ですとか、行動が市民の方にどのような影響を与えているかということを職員自身に自覚をさせるなど、職員の意識改革につながるような研修にも力を入れていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 ありがとうございます。

モチベーションを上げるというのが、本来のこの研修の目的だと理解をしているわけですが、一つには、こういう研修の機会があっても、執行側から強制するという形ではなくて、自主的に本人のモチベーションを上げるために、そういうことも一つは大事かという。強要されると、なかなか抵抗がある分が職員にもあるわけですが、職員のプライドもありますし、だから本人のやる気のモチベーションを上げるための対策ということも考えていく必要があるんですけども、先ほどそういう研修を今後取り入れていくということですから

ども、年度内に考えていく考えでしょうか。

○**滝川健司委員長** 答えられるなら、答えてください。

建部人事課長。

○**建部圭一人事課長** 済みません、平成23年12月に、先ほど申し上げました新しい人材育成基本方針をつくりまして、昨年度はちょっとできなかったんですが、今、今年度はそれに基づいたいろんな研修を考えておりまして、特に接遇の関係は、もう既に係長主査クラスに説明力強化研修というものをやっておりますし、これからコミュニケーションの向上研修等、これは主任とか主事クラスがやるんですが、同じくやはり接遇の面もその研修の中に取り入れて、そういった面に力を入れてやっていき始めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 続けてお願いします。

鈴木眞澄委員。

○**鈴木眞澄委員** 歳出2款1項11目地域振興費、市民サポート運営事業、80ページですけども、3点お聞きします。

市民活動推進委託料の契約方法は。

2点目、委託による成果は。

3点目、他施設運営委託料との整合性は図られたか、お願いします。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 失礼いたします。

それでは、3点のご質疑をいただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、本委託料の契約方法につきましてですが、これについては、単独の随意契約で契約を交わしております。

2点目につきましては、委託による成果ということでございますが、その内容につきましては、市民活動に関する相談、市民活動団体間の交流、市民活動団体の登録、サポートセンターの運営、活動支援のための講座開設等でございます。本業務は、現在活動をされておられます市民活動団体やNPO等の皆様

には、欠かせないものとなっておりますと考えておりまして、また地域コミュニティの活性化や市民活動の支援が図られたものと考えております。

3点目の他施設運営委託料との整合性についてでございますが、本委託は単なる施設の運営委託ではございませんで、市民活動団体に対する相談支援などを前提とした運営委託としております。したがって、現在のところ受託者が限定をされておるといような状況でございますが、委託料につきましては適正に積算をし、実施しておりますので、整合は図られておると考えております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 鈴木眞澄委員。

○**鈴木眞澄委員** この契約方法は、随意契約という形でとられておるといことで今お聞きをしましたがけれども、他のNPO法人は、そういう資格を持っているNPO法人はないということで、こういう随意契約をされているという理解でいいでしょうか。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 本業務につきましては、まちづくり活動を行います市民活動と行政とを結びます中間支援活動業務を委託するような内容でございますが、市内での市民活動の状況の把握や、この中間支援活動の経験を有することが必要となってまいります。現在、市内のまちづくり活動におきまして、多くの市民活動団体との交流がありまして、こうしたNPO等の運営サポート業務等、中間支援活動の実績を有するということになりますと、現在の委託先の業者という形となります。市内にいまそういうような形での委託先の業者がほかにございませんような形で、現在は随意契約という形となっております。

○**滝川健司委員長** 鈴木眞澄委員。

○**鈴木眞澄委員** 成果については、いろいろ今お聞きをしました。聞くところによると、

24団体が利用されているということで、なかなか市民全体ではこの場所がわかりにくいということがあって、周知の仕方が皆さんにわかりやすい周知方法をやってこられたのかということをおもうんですけれども、特定のボランティアの団体だけではなくて、市民広報という形では今まで取り組みはされていたのでしょうか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 こちらのサポートセンターの広報の仕方ですが、まずホームページに掲載をして、広く利用を呼びかけさせていただいておりますほか、今年に入りまして、サポートセンターのほかに鳳来開発センター、また作手の開発センターにつきましても、同じように市民活動の登録団体につきましては無料でご利用いただけますというような広報を流させていただいております。

また、社会福祉協議会におきまして、新城ボランティア市民活動紹介誌というような冊子の中で、市民活動団体のそうした活動状況のご報告とともに、この市民活動サポートセンターのご案内も1ページとって広報に供しております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 先ほど、また施設等の運営委託料、整合性があるということで課長答弁をされたんですけれども、ボランティアで文化会館を使われて料金が発生したり、こういう場所が先ほどもいろんな周知はされているということだったんですけれども、なかなか知らない方は文化会館を利用して、その人たちは勝手にいいじゃないかというお話という部分で捉えてしまえばそうなんですけれども、知っておればこういう場所も使える部分があって、文化会館なんかを使うと有料になるという、この点の整合性でちょっとお聞きしたいんですけれども、その点の理解はどうされているんですか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 失礼いたします。

このサポートセンターにつきましては、市内で活動をされておられます市民活動団体につきましては、あらかじめ利用登録という形の手続きさえとっていただければご利用いただけますので、なかなか全市域でまだまだ周知が足りないというご指摘でございますので、より一層、周知に努めて、さまざまな市民活動団体のそうした会議の場というような形でも利用の促進を図ってまいりたいと考えます。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、7番目の質疑者、鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 それでは、歳出2款1項1目一般管理費の東日本大震災被災地支援事業につきましてお伺いします。68ページであります。

この事業につきましては、6月の3次補正で予算計上された事業であると思っております。大変、期待をしておったわけでございますが、130万円ほどの不用額が出ておるということで、その要因につきましてお伺いをいたします。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 東日本大震災の被災地支援のために、平成23年度は延べ27人の職員を派遣しております、それに要する経費としまして、職員手当や旅費など、事業全体で345万6,082円を執行しております、130万7,918円の不用額が生じております。

この主な原因でございますが、職員手当の執行残によるものでございます。派遣する職員には、それぞれ相当な時間外勤務が発生するものと予算の段階では見込んでおったわけですが、実際には一部の職員を除いて、時間外勤務はなかったということによりまして不用額が生じたものでございます。

○滝川健司委員長 鈴木司郎委員。

○鈴木司郎委員 時間外手当を見込んでおいたけれども、それだけ時間外手当が必要ではなかったというようなことであると思いますが、この事業につきましては、6月の補正で221万5,000円、補正されました。その後、予備費等充用で254万9,000円、充用されておるんです。予備費充用するということは、その項目に資金不足、あるいは予算超過の支出をするときに予備費充用をするわけであって、時間外手当だったら、もう前もって渡すわけでもないものですから、時間外手当をやった後に不足を生じたならば、予備費から充用するというのが本来だと思うんですが、そこら辺のところについて、どのような処理をしておるのかお伺いします。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 予備費支出の本来のあり方とは、ちょっと今回の場合はずれておるかと思っておりますが、6月の補正予算をつけていただく前に、平成23年度当初からこの被災地派遣事業が始まっておりまして、そのために職員の派遣経費をとりあえずその予備費を充用させていただいてやったわけなんです。本来は必要な分だけ予備費を充用するというのが考え方として正しいわけですが、見通しがちょっと何ともつかないものから、少し多目に充用させていただいて、当面の経費を執行していったというものでございます。予算の執行管理のあり方としては、ちょっと反省すべき点はあるかと思っております。

○滝川健司委員長 鈴木司郎委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 先ほどの長田共永委員の2款1項1目の電子入札の事業の質疑の中で、これは委員長にお聞きするんですけれど、電

子入札制度の最初の質疑内容はよかったんですけれども、途中から物品納入の質疑に入りまして、答弁も特に私が今感じたのは、長田委員そのものの、法人の役員にはなっていないと思うんですけれども、同族、家族的な、経営的な内容になる物品の納入、しかも答弁で、市内業者に優先的という答弁もありました。これは、ちょっと法にも抵触するし、このような発言は利益誘導というか、そういうふうにつながっていくと思いますので、この辺について、ちょっと委員長としての見解を求めたいんです。

○滝川健司委員長 長田委員の発言は、特定の商店、企業に対する利益誘導ではなく、市内全般のそういった物品の業者に対する利便性についての答弁を求めたのであって、特定の商店を指定しているのではございませんので、それは加藤委員の指摘は、特定の店に対する利益誘導には当たらないと私は判断しましたがいかがでしょうか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 この発言については、特に議事録に載りますし、長田共永という個人と、その家族、同族の皆さんが商売されている法人とは一緒だと思うんです。それは、一般的にどう見ても、一般入札はいいんですけれども、物品納入については特定はしてないかもしれないかもしれませんが、明らかに見えてきたことだと思うんです。見えてる話なんです。特定はしないけれども。それはいいんですか。

○滝川健司委員長 加藤委員はそう受けとめたかもしれませんが、私は一般論としての市内商店に対する利便性の向上についての見解を求めたのであって、特定の商店ではないと私は判断しましたので、特に問題はなく答弁させましたし、そのように議事進行させていただきました。

榎原情報システム課長より、発言の申し出がありますので許可します。

榎原情報システム課長。

○榑原法之情報システム課長 先ほど、菊地委員から、地域情報基盤の関係で、携帯電話不感地域の解消事業で、残された不感地域はどこかということでご質問がありました。その中で、二つ目で「つくでもりよしうえおおぶたちく」と私は申し上げましたけれども、大変申しわけございません、正確には「つくでかみしょうぶだちく」でございます。訂正をよろしくお願いします。

以上です。

○滝川健司委員長 訂正がありました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 歳出4款1項4目母子保健費、乳幼児等健康診査事業、124ページ。

乳幼児健診を市内1カ所に集約して効率化を図った理由をお伺いします。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 お答えいたします。

4カ月児、1歳6カ月児、3歳児の乳幼児健診につきましては、平成23年度から実施場所を新城保健センターとさせていただきました。

平成22年度までの乳幼児健診は、新城保健センターでは4カ月、1歳6カ月、3歳児健診を毎月それぞれ別々の日に1回ずつ実施しておりました。鳳来保健センターでは2カ月に1回ということで、1歳6カ月と3歳児の健診を同時に行っておりまして、また作手保健センターにおきましては3カ月に1回ということで、4カ月、1歳6カ月、3歳児の健診を同時に実施しており、同じ月齢の子どもの健診実施回数に差があり、なおかつ健診の月齢時期に2カ月から3カ月ぐらいのずれが生じておりました。

健診実施場所を新城保健センター1カ所と

させていただきました理由は、同じ月齢の子どもの健診を毎月別々の日に実施している新城保健センターで、鳳来・作手地区の皆様も子どもの月齢に応じた健診を受診していただくことによって、健診の機会が増えること、また大きな集団の中で受診していただくことで、同じ月齢の子どもの成長度合いや、集団の中での自分の子どもの様子を客観的に見る機会になること、さらに健診の待ち時間などを利用して、ほかの保護者とも交流や情報交換が図れる機会にもなると考え、実施をさせていただきました。

以上でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ただいまお答えいただいた、同じ月齢の子どもたち、作手と鳳来につきましては子どもの人数によってそういうような健診を行っていたけれど、そのような形に変えて、同じ月齢の子どもたちを1カ所に集めるといふ、そういう効率化の意味はわかりましたけれど、それによりまして、1回に新城の保健センターに集まる乳幼児の人数というのは何人ぐらい増えたのでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 22年度から23年度の比較でよろしいかと思っておりますけれども、それぞれ分かれておったものですから、23年度の数字でまいりますと26人が平均的な数字でありますけれども、1回に集まるということで、これは4カ月児健診でございます。1歳6カ月とか3歳も、少しばらつきがございますけれども、1歳6カ月児は25人、それから3歳につきましては29人ということでございます。これは、1カ所に集めたことによる数字でございます。22年度の数値でございまして、新城保健センターでございますが、1回に24人です。それから、作手につきましては2人、4カ月です。それから、1歳6カ月児につきましては新城が24人、鳳来が8人、作手が3人というような状況で、3歳児におき

ましては新城が26人、鳳来が11人、作手が6人ということで、ただ新城保健センターにおきましては毎月1回実施しておる、22年度のところでは鳳来につきましては、先ほど申しましたように2カ月に1回と、作手におきましては3カ月に1回というようなことで、それが生じておるものを集約しまして、30人未満ぐらいの今、数字ということになっております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 大変に乳幼児健診、大事な健診になってまいります。虐待の、昨日の補正予算でちょっと言わせてもらいましたけれど、このアンケートもここで行われるというような話がありました。この乳幼児健診、例えば、4カ月健診の乳幼児健診で行われる内容につきまして、どのような健診内容でしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 お答えいたします。

4カ月児健診ということで、まず流れの中からいきますと、受付に最初にかかっていたきまして、その後、グループワークと申しますか、先ほど答弁の中でお答えしました関係で、自己紹介と仲間づくりだとか、情報交換ということ、それから問診事項の確認等いたします。その後、身長だとか体重、頭の周りの頭囲、この辺の測定に入りまして、その後、小児科の先生による診察がございます。その後、栄養士等による離乳食の指導がございます。最後に個別指導ということで、発達だとか育児等に関することについての個別指導をさせていただくというようなことです。

健診の流れの中に一つ、もう一点あるんですけれども、子育てネットワークによる読み聞かせというものが、1回に4人から5人のネットワークの方がみえておりますけれども、その方々によって読み聞かせをさせていただいておるといような状況でございます。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 大変たくさんの内容を行うわけですが、この1カ所に23年度は集約して行った結果ですが、人数的に増えたということがあるわけですが、片付け仕事の、それまでの状況と比べて、そういうことになってないかというのはどのように判断してますでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 要は、機械的になってはいないだろうかというようなことかと思えますけれども、決して機械的な処理の流れでいけるものだと認識しておりません。ですので、それぞれの、個々の相談等にも応じて、健診に対応しておると理解しております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 新城地区にお住まいの方は大きく変わってないんですが、作手、鳳来、兄弟を持った方とか、なかなかそれまでの状況とちょっと変わったわけですので、その辺からの声として、今回の集約して行うということについては、何か意見等が出ていることはありませんでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 お答えいたします。

距離的なものが、鳳来・作手地区の方におかれましては、距離が延びたということがあります。1カ所に集約する前の情報ですと、やはり距離が遠くなって困るわというようなことが確かにあったかと思えます。ただ、距離のことを言い出してしまいますと、なかなか公平に対応することは非常に難しいことかと思っておるわけなんですけれども、ただ23年度に実施しまして、その受診率というのは22年度から23年度へのところにはほとんど影響は出ておりません。中には、基本的には、全員が受診していただいておりますというのが現状です。

ただ、一部の中では、未熟児といますか、低体重児といますか、小さな状態でお生まれになったお子さんとか、ちょっと持病があったりする方につきましては、それぞれかかりつけの医療機関で健診を受け、病院で管理してもらっているという方がほんの少し、お二人程度いらっしゃるかもしれませんが、特別、直接的に意見としていただいておりますのは、今のところ聞いておりません。

以上です。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 大変、孤立化していく一歩手前で防ぐには、健診というのは大変重要な役割となっていきます。欠席者というのは、全くゼロではないと思いますが、欠席者に対しての、その後の保健センターからの手当てはどのようにされてますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 夏目健康課長。

○**夏目昌宏健康課長** ちょうど、具合のいい月齢に受けられなかった子という方々については、体調不良等で行けないというようなことがあります。その後、行われる、要は翌月とか、もう一カ月後とかというところで、実際、受診していただいております。先ほど言いました病院で管理していただいております子どもさんについては、みえないから電話連絡をしたりとか、また訪問に行って、そういう病院等で管理していただいておりますという状況がわかっておるといようなことで、そういうものの確認も含めれば100%網羅しておると考えております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** この効率化によって懸念する点といたしますと、やはり育児相談の部分、何か相談をしたかったと、もう少し、例えば少ない人数であれば自分の状況、そういうものを保健師さんに相談できるような状況もあるかもしれません。そして、こういう効率化を図ったもう一つの手当てとして、きめ細か

さ。例えば、発達の面で気にかかった子どもたち、保護者、家庭につきましてのきめ細かな支援というのを同時に行っていくということが必要だと思いますが、その辺の配慮はされてますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 夏目健康課長。

○**夏目昌宏健康課長** やはり、人数が大きなものになりますと、片手落ちになるのではないかとございまして、育児相談というものは随時という形で、ふだん、例えば今の時間帯でも、まずは電話等、1本入れていただければ、統合したことによるものだけではなくて、ふだんからほかのこともそうなんですけれども、随時対応というのはとっておりますので、健診に寄られたときに大勢の方がいるとなかなか言い出しにくいという案件も中にはあろうかと思っております。そのときには、少し人が引けてから声をかけていただくとかということも、全然構わないことですし、電話相談によるものを言っても構いませんし、場合によっては、それによって保護者の方のところにお邪魔をして、育児相談に当たるという形を考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○**滝川健司委員長** 続けて、次をお願いします。

前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 続けてお願いします。

4款1項7目訪問看護費、訪問看護事業、126ページ。

利用者のニーズに対して、サービスは適切に提供されているかお伺いします。

○**滝川健司委員長** 伊藤へき地医療支援室長。

○**伊藤五十人へき地医療支援室長** 訪問看護ステーションでは、利用者が訪問看護サービスに対してどのように感じているか、毎年、利用者に対してアンケートによる満足度調査を行っております。

アンケートでは、職員の対応、手続き、訪問時間、サービス内容、説明の5項目に分類し、25の質問に回答をお願いしております。

そのアンケートの中で、職員の対応について「頼んだことの返事は必ずありますか」という問いに対しまして、97%の方が「はい」、「時々」という方が3%、それから「家族や本人のそのときの状況や要望に合わせた柔軟な対応をしていますか」という問いに対しましては、「はい」が100%という回答をいただいております。また、サービス内容では「本人の思いやりや願い、要望等をわかってくれていると思いますか」に対しましては、95%の方から「わかっている」と回答をいただいております。

このように、利用者のニーズに対して、適切なサービスが提供されたかどうかということに対しましては、調査の結果、及びまた意見などもいただいておりますので、それを見る限り、適切なサービスが行われたと理解しております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 利用者の方のニーズの中に、在宅医療を受けているということ、在宅ケアを受けている状況の中で、やはり24時間体制で訪問看護ステーションがバックアップされるという安心感が必要だと思います。その辺につきましましては、365日、24時間、そういう状況で受け付けているというか、訪問看護がいくわけにはいかないかもしれませんけれど、安心できる状況になっておりますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 伊藤へき地医療支援室長。

○**伊藤五十人へき地医療支援室長** 今の質問に対して、アンケートの中でいろんな意見をいただいておりますので、ちょっと紹介させていただきたいと思います。

まず、いろんな意見がありますが、ほとんどが「感謝している」というような意見ばかり

りでございます。特に「24時間対応があつてとても安心だ」とか、「毎週訪問をしていただいております」というようなことで、「わがままな」これは母ですが「のために迷惑ばかりかけていますが、今後ともよろしく願います」とか、「寄り添いが必要なとき、いつも駆けつけるをモットーに、この地における立ち位置を高く広めてほしい」というような、また訪問看護ステーションに対する期待も含めた意見等もたくさんいただいております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 今のアンケートにつきましては、今、実際に訪問看護を受けている方たちのアンケートだと思うんですが、利用者のニーズという中では、市民の人たちがこれから利用していく大事な部分の事業だと思うんですが、これの市民全体のニーズから考えたときに広範囲です、新城は、大変広範囲の中で、作手は作手の診療所を中心に訪問看護を行われていると思いますが、鳳来も含めて市内全域、この訪問看護ステーションというのは、もしニーズがあれば利用できると考えてよろしいでしょうか。

○**滝川健司委員長** 伊藤へき地医療支援室長。

○**伊藤五十人へき地医療支援室長** 今現在、一番遠い方が布里の方がいます。ステーションの場所自体が市民病院の中にありますが、ここからだとかなり時間的なロスが発生しております。そのため、今後、場所的なこと、それからステーションだけで賄えるエリア等を今、調査しながら検討しております。

先ほど言われたように、作手地区におきましては、作手診療所さんをお願いをして、あと新城・鳳来地区をうちで賄うということですが、確かに広範囲になっております。皆さんが同じ条件で利用できるように、今、検討しておりますので、よろしく願いたいと思います。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この訪問看護ステーションというのは、医療、介護、福祉をつなげるため、またはかかりつけ医、主治医の先生、そういう意味で言うと、大変、地域医療に大きな役割を果たすわけですが、これが公立で行われている。これも、また大きな意味があると思うんですが、今の状況でいうと、市民病院の4階にこの訪問看護ステーションの事務所があるということで、なかなか市民に見えにくい場所にあるということで、この辺につきましてもう少し、助産所なんかでも長篠に出たことによって、かなり母子保健の部分でもいろんな意味で仕事のにも活躍できる場があるわけですが、この訪問看護ステーションにつきましてもある場所ですが、この辺につきまして今後の検討をされてますでしょうか。

○滝川健司委員長 伊藤へき地医療支援室長。

○伊藤五十人へき地医療支援室長 お答えします。

これは、まだ具体的な話には至っておりませんが、まず新城の市民病院の中、場所的なことについてはどこかへ移動したいという気はあります。それと、あと広域的になりますので、新城地区、鳳来地区等を訪問できることをちょっと考えておりますので、今現在、ここではちょっとお答えできません。

○滝川健司委員長 決算質疑をお願いします。

前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この訪問看護で、最近、昨年度の取り組みの決算の中でお聞きしたいと思いますけれど、認知症の問題をどのように取り組んで、訪問看護ステーションとして認知症の問題、これは早期発見の薬とか、いろんな意味で関係があるわけですが、訪問看護ステーションとして受け身側の、利用をしたいという人があって、それでそれに対して訪問看護をするという、提供するという仕事ともう一つ、公的な訪問看護ステーションと

しましては、ぜひとも連携の中で、認知症対策も一緒に訪問看護ステーションとしてできる対策ということ、こういうことも考えて、これを早急にやっつけていかなきゃいけないことだと思うんですが、この点におきまして、訪問看護ステーションという立場から、こういうことに対しての動きというのはされているのでしょうか。

○滝川健司委員長 伊藤へき地医療支援室長。

○伊藤五十人へき地医療支援室長 今、認知症の患者さんの訪問ということかと思いますが、現にそういった依頼もあります。それから、そういった場合、訪問看護が必要なのか、訪問介護が必要なのかという判断のもとで、包括支援センターとの連携をとりながら事業を進めております。

以上です。

○滝川健司委員長 質疑者、答弁者とも、決算ということ踏まえてよろしく願いいたします。

前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

ここで説明員の入れかえのため、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

最初の質疑者、森孝委員。

○森 孝委員 歳出5款1項1目について、ふるさと雇用再生基金事業についてお尋ねをいたします。

まず、1点目、観光案内事業が3年間の継

続事業で行われました。成果品がということで、これについては、実際には今、手元にきておりますけれども、8月の後半の時点で、議案の説明がありました。それから、もう議会も始まって、いろいろと質疑の発言通告書を出す時点においても、まだ成果品が出ていないということで、私から成果品を見なければ決算認定ができないんじゃないかということで、部長へ催促をしてはじめて成果品が出されました。そのことを受けて、議会の決算をどのように考えておるのか、まず1点目。

○滝川健司委員長 通告とちょっと違います。まず、最初は通告どおりにやって、2問目以降にそれをやってください。

○森 孝委員 わかりました。

発言通告書を提出した時点で、成果品の提示がされていなかった理由について。

それから、2番目、今後の活用について、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 それでは、1点目からご説明をさせていただきます。

この事業は、新城市のすばらしい自然環境や歴史、伝統文化、遺産などをその見どころをおもてなしの心で観光客に紹介し、旅の魅力をより深くすることを目的としたものでございます。

平成21年度からの3年間取り組み、委託事業者からは、年度ごとの事業委託仕様書に基づいた成果品の提出を受けております。成果品は、きめ細かな観光案内をするために必要な資料であったり、マニュアルであったり、ホームページ上の修正、加筆の記録等でございます。

頒布する目的の印刷物ではございませんでしたので、議会への資料提供はしておりませんでした。時期はおくれましたが成果品をご覧いただきましたので、また資料提供もさせていただきますので、よろしくお願した

いと思います。

2点目でございます。活用については、既に観光課をはじめとして、市の観光協会、本庁、各支所の宿日直に観光マニュアルとして配置させていただき、市内観光の内部資料として、日々の窓口の案内の中で活用をしているところでございます。

また、去年は、その情報を奥三河観光協議会のホームページ「キラッと奥三河」の情報に反映し、より見やすい情報として活用していただけるようにしております。

また、他市町村の観光案内資料の調査等の結果を踏まえて、市の観光ガイドマップや来客窓口、電話対応などに生かしているところでございます。

また、成果品をもとに、新しい情報を加えて、案内業務の充実に活用させていただいております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 今、成果品は、皆さんに渡すような類いのものではないというような表現がありましたけれども、私どもは一応、議会として予算を認めた以上は、どのような成果品か、成果品を試さなければ決算認定できないわけです。だから、その辺のところは十分気をつけていただいて、今後、対応していただくように。

その成果品を見せていただきました。かなり膨大な資料であります。今後、これを活用していくということでもありますけれども、この成果品をあれだけたくさん、一言で言うと継ぎはぎだらけの資料を集めてファイルにとじたような形のものであります。これのどこにどういうことが書いてあってとか、そういうような引き出しというか、目次のようなもの、簡単なものがあるんですけども、細部にわたってこれをどのように皆さんが理解して、どのように使っていけばいいのか、その辺のお考えがありましたら、その使用方法

です、活用方法。今、支所とかそういうところに置いて、今後、役立てていくということであり、内部資料として。しかし、この資料をそれぞれ職員ばかりではありません、当直の方もいるでしょうし、日曜日当直の方もいるでしょうし、そういった方々がどれだけ全部の資料を理解して、それでどのように活用していくのか、その辺を改めて詳しくお願いいたします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 成果品の、先ほど申し上げました観光マニュアルというような形で配付をさせていただいて、使っていただくという形ではやっておりますけれども、まだまだこの精度を上げるという部分では工夫も必要かと思えますし、そのページの内容の見やすさ等の工夫というのもしていかなければいけないと思っております。

まず、マニュアルの、そういう使われる方の部分に対する配慮というのも一方で行いながら、新しい情報というものも順次差しかえをさせていただくというような形で、最新の情報にしていきたいと考えておりますので、今後のそれをもとに加除したり、修正したりというものも付け加えながら、活用の充実を図っていきたくと考えております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 それでは、完全な成果品ではなくて、今後も逐次、必要において差しかえをしていくということですね。

じゃあ、そこで、さらにお尋ねしたいんですけども、この品物は、例えばコンピューター管理をするような品物でなくて、常にそれを、いただいた情報を手直しして、コピーをして、差しかえをするというのは、そういうたぐいの情報としてとっておくのかどうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 電子データとしても納品されておりますので、そちらを修正し、新しいものに、紙ベースのものもありましょ

し、電子データとしての修正も加えていきたいと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 すると、データベースでコンピューターで管理しているものについて、例えば「おふうの墓」と検索したら、それでぽつと出てくる、そういう類いの検索方法ができるような形まで性能を上げておるのかどうか、その辺のことについてはいかがですか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 23年度時点では、そこまではしておりません。ですので、これからその辺の内容も修正を加えて、どこまでできるかという部分がございますけれども、使っていただく方にわかりやすい、即座にとれる、ページがわかるような形をとれるものについてはとっていきたくと思っております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 この事業は、そればかりに使ったわけじゃないかもしれませんが、一応、事業としては1,800万円。やはり、完成品として全てが大成するような形で、予算に見合っ、最終年度までに完全なものをつくるというような考えはなかったのかどうかお尋ねします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 業務資料の中では、委託の内容の中では、まず現地踏査をして、間違いがない情報を集めて、それを整理してということをやっております、最終的なものがという部分では、成果品に見ていただいたとおり、紙ベースのラベルを張ってということでの成果品ということで、こちらは確認をしております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 ということは、少し歴史のことが詳しい人とか、ちょっとそういうことに卓越している人でしたら、何も今回、特別にこういう委託事業として業者というか、専門

の方に頼まなくても、ただデータを集めてファイルするぐらいだったら、何で1,800万円もかけないといけなかったのか。この辺についてはどうお考えなのか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、この観光マニュアル自体が、観光課、それから観光協会等々に1年目に来た方にもわかるような形の内容でまずしていかないと、観光、それとプラス実際の現場に出て写真を取り、記録をつけ、周囲の方たちの意見も聞きながら1枚の紙にまとめるという作業を市内の部分でさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 森孝委員。

○森 孝委員 今後の活用について先ほどお話しされましたけれども、まだまだこの資料は、私が見せていただく限り、未完成品ではないかと。もっと改良を加える必要があるんじゃないかというようなことを感じましたので、今後、どのように活用していくかという点で、今、担当課長が申されたように、さらなる改良をしていただきたいと思う。特に、単発的なもので、鳥居強右衛門と出たら、その項が出てくるとか、そういった形でないと当番、いわゆる日曜日の当番の方、そういった方が観光客に聞かれた場合に、つぶさに検策できないという、また弱点があるんじゃないかと思っておりますので、その点のところを今後、もっとさらに研究していただきたいと思うが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今の森孝委員のご指摘の部分も、今回の成果品の中ではまだできていないという部分も、より使用者の部分の内容で見直しなりをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○滝川健司委員長 森孝委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、歳出5款1項1目労働諸費、雇用対策事業、140ページですが、まず1点目、新規雇用創出事業におきまして、高校1、2年生を対象に開催することになった理由は。

2点目、参加者数、参加企業は、前年と比べて増えているか。また、参加企業を増やすための取り組みはされたのか、以上、2点お願いします。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 1点目につきまして、高校生を対象とした企業説明会は、平成20年度から新城公共職業安定所との共催事業として実施しております。

当初は、就職希望先を決定する時期にきている3年生を主に、6月末に実施しておりました。しかし、高校生の進路選択時期が早まっていることから、学校側と協議、調整を行い、生徒が参加しやすい3月に実施することにしたものであります。3月に開催することにより、1、2年生が対象となり、2年生にとっては既に就職や進学についての相談が始まっており、就職先を絞り込む前の説明会という形に変え、より多くの地元企業を知ってもらい、後の参考にしてもらおうものであります。

2点目ですが、参加者数、参加企業数とも、前年と比べて増えております。参加者につきましては、前年度69名が23年は99名であります。30名の増加となっております。参加企業数は、前年14社、23年は16社と、2社の増となっております。

参加企業の募集につきましては、ダイレクトメール、ホームページにより募集しております。また、直接企業に出向いて参加を勧誘しているところであります。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 1点目は、今の説明で理解をしました。

それで、2点目なんですけれども、今、DMとホームページで告知しているということですが、DMの対象先というのは限定されているんでしょうか、どういったところに出しているか教えてください。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 ダイレクトメールにつきましては、市内事業者の10名以上の事業所に対しまして発送しております。23年度につきましては230社ほどありました。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 平成22年度、前年度と比較というか、前年度と比べて、新たに工夫をした点だとか、新たにより企業が増える、それから参加者が増えるために工夫された点を何かありましたらお答えください。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 参加者につきましては、先ほども申し上げたように、3月に実施したということで参加者数が増えております。また、参加企業につきましては、前年とか、20年度以降に参加していただいております企業には直接、企業へお願いしており、ある程度、会場の関係もありまして、その関係で、余り募集がない場合には改めて企業訪問という格好でやっております。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 平成22年度には、新規雇用創出事業についてのことで、ちょっと一般質問もさせてもらったんですけども、開催時期についてはこのような形をとって3月に行うということでございますけれども、そのときに開催場所とか、方法についても、今現状では目に見えた成果が上がっていないので考え直していきたい、検討していきたいというお答えをいただいております。この2点について、何か新たに変わられた点がありますか。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 会場につきましては、やっぱり皆さんが駐車場等も踏まえ、多くの企業が参加できるような場所を選択するというので、本年度は文化会館で開催するというのであります。

以上。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 参加者の人数について、99名ということで説明をいただきました。この参加者の中の生徒、それから保護者、それから先生、この人数の内訳というのはどのような内訳になっていますか。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 参加者につきましては、23年度99名ということで、生徒数が77人、先生が8人、保護者が9人、それとその他ということで県の職員の方がみえたりということで、その他が5名ということであります。

それと、22年度につきましては69名、そのうち生徒が58名、先生が4名、保護者が7名であります。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 わかりました。

それでは、参加企業を増やすための方法として、平成20年度から実施していますこの事業については、ハローワークとの共催、それから商工会の後援ということであると思えますけれども、参加企業をDMで、10名以上の企業にはDMを送ったりということもされておるんですけども、新城市、そして北設楽郡のエリアで、新城の法人会がありまして、法人会企業は約650社あります。こういったところに、新城商工会館に事務局を置いておりますけれども、新たに参加企業を増やすために、こういったところの働きかけとかは考えなかったんでしょうか。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 商工会さんにもお願いはしております。それにつきましては、商工

会さんにもお願いしておりますが、参加企業さんにつきましては、やっぱり場所等でなかなか50社等を集めて開催する場所等も、ちょっと今のところ見当たらないということで、大体30社ぐらいをめどに今後やっていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 商工会はわかったんですけども、新城法人会のことを今言ったんですけども、こういったところに呼びかけて、参加していただくような方法は有効であると思っておりますので、この点を考えていくべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 法人会、今年度、そのような格好で有効と考えられますので、努力していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出5款1項1目労働諸費、緊急雇用創出基金事業、140ページ。

有害獣生息状況調査及び生息図作成委託による成果とその効果をどのように展開するのか。

○滝川健司委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 昨年度に実施しましたこの事については、調査作業に携わった調査員の知識と経験により、年度当初には計画した成果品ができるかと懸念しておりましたが、これまで実施されていなかった市内の獣の生息状況の調査、及び生息図作成を完了することができました。

作成しました生息図につきましては、防護柵設置事業実施を行う際に、現場にての効率的、効果的な設置についてなどの勉強会、獣害対策勉強会を実施する際に、昨年度完成後から既に活用しております。

また、今年度設置しました鳥獣被害対策実施隊活動の際には、市内全域を対象に活動を

行っておりますが、実施隊員の活動の参考資料として生息図を活用し、ほかには今年度事業であります、獣害トリアージマップ作成の基礎資料としても活用を行っており、これにつきましては現在調査中ではありますが、昨年度は、防護柵設置事業を実施した地域を地域の生息状況がどのように変化したかについてもあわせて調査を行い、新たな捕獲方法の検討、及び今後の獣害対策について展開できるものと考えております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 私も生息図を見させていただきました。当初、このお金は現場に使ってほしかったという声もありましたが、役に立つと思ひまして、私もこれはいいと。

広い新城ですが、成果を出すために主にどのような地区で、どのような調査をされていたのでしょうか。

○滝川健司委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 昨年度、この事業を実施しました際に、里山を中心に市内全域の調査を行いました。調査日数であります、13名の調査員で延べ867日、調査ポイント数ですが、確認ポイント数ですが、3,630ポイントで獣等の生息を確認しております。そのような調査を行いました。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 それにあわせて、市内の一般の農家の方とか、林業に携わっている方からの被害とか、市民の方で猿とかシカを見たということも調査の中に入れてつくられたのでしょうか。

○滝川健司委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 この事業につきましては、あくまでも調査員が確認をしたもので生息図を作成しております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 では、今後の効果なんです、これは続けていかないと効果が出ないかと思っております、今、調査員が主にやってい

たということですが、これは連携して今後、そのような調査をされていく予定はありますでしょうか。

○滝川健司委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 先ほども申し上げましたが、環境省の事業で今年度、獣害トリアージマップを事業で追跡の調査を行っております。この事業は3年度継続で行えるように聞いておりますので、今後、あと3年間はこの事業で追跡調査を行いたいと考えております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 では、そういう効果が、防止柵のマニュアルとか対策方法に、これから講習会とかそういうことで計画をされるでしょうか。

○滝川健司委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 今年度も防止柵につきましても、約130キロの設置の事業になっております。今後、地区へ資材が配付されて、その際に設置に対する勉強会も開催しますので、そういう際に活用できたらと考えております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業、158ページですが、観光路線バス検討事業において検討された内容について伺います。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 観光路線バス検討事業は、新城市観光二次交通検討会議を設置させていただきまして検討をしています。委員に

は、鉄道、バス事業者、利用者、観光事業者等を委嘱し、会議を昨年度2回開催し、二次交通の手段について検討をしたところです。

具体的には、先例地の事例検討、移動手段としての観光バス路線、観光周遊バス、レンタサイクル、レンタカー等々、さまざまな交通手段のうち、何が地域の魅力やよさを利用者に発信、利用するのに適しているか、委員から意見をいただきながら、課題等について整理をしました。これをもとに、現在も検討を続けているところでございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 観光客の視点に立って、この二次交通について考える。こういう観光客の視点に立って考えていくためにとった方法というか、そのあたりの工夫はどのような点ですか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 観光客の視点ということで、まず来ていただくためには、ここに来てくださいという魅力をどうつけて、移動手段として何を利用したらいいのかというような形で、まず観光の魅力を先に前面に出して、その後、移動手段として何が適しているのかということで、今も検討を進めているところでございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 今年度に引き続いてやっているということですが、昨年におきましては、各委員、バス・鉄道関係の事業者、それから観光事業者、それから実際にそういった交通を利用する利用者を含めて行ったこの検討の会議が、昨年は2回であったということ。開催が2回で、充実した内容の検討ができたのかどうか、そのあたりをちょっと疑問に思いますけれども、開催を2回しかしなかった点、この点についてなぜでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 昨年度は2回というこ

とで、まず観光基本計画の中に、観光二次交通がこの地域の弱みではないかということで指摘があり、それに基づき、観光二次交通の検討会議というのを設けて、2回ということでございまして、まだ昨年度は2回ということで、今年度もということでしておりますので、十分な検討をした上で、ある一定の方向性というものが検討できると考えております。以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 最後に、ちょっと一つ聞きますが、周遊バスとかレンタサイクル、それからレンタカー、こういったなどなど、これらのことが有効な方法について考えて検討されたということは、実際、この検討がもう既に実施をされておるといようなケースはあるのでしょうか。実施に向けて、もう取り組んだのでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 昨年度は、まず課題を整理するというものでありまして、今年度についてその辺の部分の内容を進めるということでしております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出7款1項2目商工振興費、商工業等活性化対策事業、156ページでございます。

小規模事業経営支援事業補助金は、ここ数年、毎年定額補助金である。その支払い先と、経営支援の効果と検証は、お願いいたします。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 小規模事業経営支援事業は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、商工会が行う小規模事業者の経営指導などを支援する事業であります。

具体的には、経営指導員等を配置して、巡回・窓口相談等を実施し、小規模事業者の経営・技術の改善を図り、健全な企業として育成していくことを目的としております。その経費に対して、県と市で支援をしているものであります。

ご質問の支払い先につきましては、新城・鳳来・作手の各商工会に支払いをしております。

効果につきましては、巡回・窓口相談等により、各施策の普及や事業所の経営力の向上、経営環境の改善に寄与しております。

検証であります。この事業に対する県指導監査及び実績報告により、事業評価において今後の展開、改善を行っているところであります。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁から聞くと、23年度も補助金として1,514万円、決算上、のっておるわけですけれども、これは3市町村というのか、新城・作手・鳳来の商工会に分配されて出ているという形になったと思うんですけれども、商工業者に渡るのではなくて、商工会に入って、商工会がいろいろ経営指導とか、そういういろんな事業経費として使っているということと理解してよろしいのか、商工業者に渡るといことはないという補助金なんですか、どちらなんですか。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 この補助金につきましては、商工会に支払いをして、その商工会の職員が窓口相談、それから巡回等を行っておりますので、商工会に支払っている、事業所ではありません。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、商工会の職員の経営支援というか、それをやっている職員の人件費がメインということの結果になっておるわけですか。

○滝川健司委員長 内藤商工課長。
○内藤安紹商工課長 主に人件費であります。
○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。
○加藤芳夫委員 ということは、市も1,514万円、それと県とか、そういうところも入ってきておるといってございすけれども、目的は県も市も同じ目的として使われておるといふ考え方でよろしいですか。
○滝川健司委員長 内藤商工課長。
○内藤安紹商工課長 この補助金につきましては、総事業費から県の補助金を引いたものを、また市が2分の1補助という格好ですので、県と同じであります。
○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。
○加藤芳夫委員 そうしますと、補助金という性格で出ているということは、当然、検査、補助実績報告が出てきておるといふんですけども、その中身は当然、商工課としては、検査・監査はしておるといふんですけども、これは何人分の人件費というのか、実績報告が当然、上がってきてますので、具体的に1,514万円の中で、例えば大ざっぱで言うと2人分なのか、3人分なのか、人件費相当分の人数を教えてください。
○滝川健司委員長 内藤商工課長。
○内藤安紹商工課長 この人件費につきましては、経営指導員とか記帳指導員という格好の職員に支払っております。
新城の商工会でいきますと9名。鳳来につきましては9名、それで作手が4名。
○滝川健司委員長 鳳来は9名でいいですか。
内藤商工課長。
○内藤安紹商工課長 鳳来は9名であります。
○滝川健司委員長 いいですか。
加藤芳夫委員の質疑が終わりました。
3番目の質疑者、山田たつや委員。
○山田たつや委員 歳出7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業、158ページです。
新規事業としてどのような事業を展開した

のか。また、その成果と効果を次年度に生かしていくのか。

先ほど、下江議員からのところがありました。追加の点について一部聞きたいのでお願いします。

○滝川健司委員長 1問目にそのまま答えてください。

川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、新規事業としてどのような事業を展開したかということでございますが、昨年度は、パンフレットの印刷と新東名高速道路開通や三遠南信道路開通記念イベント等への出展、PRを行ってまいりました。

まず、パンフレットにつきましては、温泉利用促進パンフレットを作成しました。内容は、市内の名号温泉、湯谷温泉が3月に開通した三遠南信自動車道鳳来峡インターに近いこともあり、この機会を広報宣伝できる絶好の時期として計画し、印刷し、配布して、鳳来峡インターの周知と観光案内の充実を図りました。

また、イベント出展、PRにつきましては、3月20日に開通前の新東名高速道路の下り線、浜松サービスエリアにおいて、物産品の販売を含めて観光宣伝を行いました。また、3月4日には、三遠南信自動車道開通時の鳳来峡インターにおいて、市観光協会をはじめとして、奥三河の町村と連携し、奥三河観光協議会として、本市を含めた奥三河地域の観光PRを実施しました。

PR事業は、計数的に成果、効果を図ることはできませんが、これからもあらゆる機会を利用して、本市の観光の魅力を市関係課や観光協会、観光事業者などと連携して、誘客、交流人口増加に結び付けていきたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 今、成果、効果というの

はなかなか出ないという、こういう答弁があったんですが、これは以前から、新城は観光、歴史の町で全国に売り出しておると思うんですけども、ただいま、大村知事が名刺の裏に日本一の何々とか、そういうことをやっておるんですが、これは県にも強くPR等は引き続きされておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 ただいまのご質問ですけども、県知事の記者発表等にもポスターの掲示をお願いしたりだとか、のぼりまつりのときには陣羽織を着ていただいて記者発表に臨んでいただくとかいうような形もしておりますし、名刺も募集をしておりますので、そういうところにも、先ほど言ったみたいにあらゆる機会を利用して、できるものについては広報宣伝の効果を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 観光といますけれども、教育関係で設楽原というすばらしい戦略があります。日本一の火縄銃という言葉がありますから、これはぜひとも今後、展開していただきたいんですが、市全体だけではなく、そういう方向は各近隣の市町村にも連携をとるようなことをしておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 1点目のところでもご説明させていただきましたように、奥三河観光協議会ということで、本市を含めた北設楽の町村と連携して、PR活動を面として展開しているということでございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

内藤商工課長。

○内藤安紹商工課長 先ほどの対象人数ですが、新城商工会9名と言いましたが、8名の誤りです。

○滝川健司委員長 発言の訂正がありました。ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、8款2項3目道路新設改良費、道の駅整備事業、166ページです。

1点目としまして、開発運営計画業務委託料の内容をお聞きします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 当該業務の内容ですが、八束穂地内に計画しております新設道の駅につきまして、既に実施しましたマーケティング調査のデータをもとに、市場環境の整理と、それに基づいた飲食物販部門の販売戦略、観光に関する資源把握と振興方策、物販部門のコンセプト設定といった整備の基本計画を立案したものでございます。

道の駅整備に関しましては、マーケティング調査のみのデータで施設を計画しましても、今日のように多くの道の駅が存在する状況では、安定した運営を確保することはできません。顧客ターゲットの絞り込み、商圈の設定、統一したコンセプトの施設整備、扱う商品のブランド構築など、健全経営のための基礎を定めたものでございます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 道の駅整備事業に関しては、今回、プロポーザルで事業者が決まったわけなんですけど、この業務委託料の内容が、開発運営計画が今回の事業者反映されていくのかどうか、その点だけお聞かせください。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 当然、反映してまいります。当然、プロポーザルを公募いたしましたときには、これまで実施しましたマーケティングのデータ、それから今回の業務委託の内容、資料がたくさんございますので、全てを公表はできませんでしたが、それを公表して応募をしていただく業者を募ったということで、今回、プロポーザルで選定した業者については、そのマーケティングとこの経営の方針をもとに、さらに踏み込んだ経営の戦略を立てていただきますし、設計にも反映させていただくということになります。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、続いて、8款4項1目都市計画総務費、中心市街地活性化対策事業、168ページです。

1点目としまして、新城駅前まちづくり事業調査業務における事業手法（沿道区画整理型街路事業）の調査結果をお聞きします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 新城駅前まちづくり事業調査では、関係地権者の調査、それから建築物の状況調査に加えまして、事業手法として沿道区画整理型街路事業の可能性を検討いたしました。

このほかにも整備手法としまして、部分的ではありますが、残地を整形に配置できる沿道整備街路事業、それから土地の高度利用が可能となります沿道再開発型街路事業につきましても比較検討をいたしました。いずれも街路整備事業によって移転を余儀なくされる地権者の方に、地域に住み続けたいという希望をかなえる手法ですが、地権者の動向、それから残地の状況、事業面積などによって適する手法が異なってまいります。

新城駅前のまちづくり事業につきましては、事業区域内に家屋が多く存在しておりまして、地域内の継続的な居住を望む地権者が多いこと、それから事業に関係する区域の面積が限られていることなどから勘案しまして、現段

階では沿道区画整理型街路事業が最適であると考えております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 沿道区画整理型の街路事業ですね、こちらはそれでいくと、以前も一般質問で確認させていただきましたが、そうした部分というのは地域住民の方、この事業手法というのは地権者の方々、理解されての調査をしたということで確認してもよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 日にちはちょっと忘れましたが、旧新城町の地区の中で、駅前の整備について、都市計画課から出向いて説明をしたことがあります。その段階で参加していただいた方々には、沿道区画整理型でいきたい、その理由は不整形になる残地を換地という手法で整形にして、ここに残りたいという地権者の方の意向を反映することができる手法であるからということの説明をしました。

それから、今年の委託の中で、地域の方、地権者の方をお呼びして説明会を開かせていただいた折にも、そのことを説明させていただきまして、欠席された方には通知をしております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 いろいろわかりにくいアンケートとか、いろいろあったかと思うんですが、それを踏まえて、いろんな対策をとっていただいておりますが、あと改めてこの調査結果を鑑みて、本事業の事業進捗のめどはある程度立てられそうかどうかという点だけは、改めて確認させてください。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 これは、あくまで都市計画課の今の考え方ですが、今年度中に、先ほど言いました地区の方々の説明会の折に、新城駅前のまちづくりに参加してくださいという呼びかけをしまして、申し込みをしてい

ただいた方が33名ほどいらっしゃいまして、その方々と昨年は何回も話し合いを続けてまいりましたが、いろいろな意見があって、いま一つまとめ切れておりません。

今回、このアンケートによって、地区外の方にもアンケートをとっておりますので、その方々がどの程度賛同していただけるのか、それによって手法もしっかりと固まりますので、それと並行して、その話し合いによって、どういう整備をするのかということや年度中に固めたいと思います。それを受けて、あそこには県道のつけかえがありまして、交換金の協議とか、そういった次の段階に入らなければなりませんので、今の計画としてはそのスケジュールで考えております。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出8款2項1目道路橋りょう総務費、道路等未登記物件調査事業、162ページでございます。

ここ数年継続して事業が実施されているようですけれども、その目的と成果、及び委託方法はということでお聞きします。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 それでは、未登記物件調査事業におけます目的と効果、それから委託方法はということでお答えさせていただきます。

目的につきましては、道路、水路等の公共物の所有の範囲及び管理区域を明確にすることです。

また、その効果につきましては、平成23年度におきまして24件を処理しております。非常に少ないということかも知れませんが、所有の範囲、管理区域の明確化はされたということで、効果は上がっているものと考えております。

また、この業務の委託方法ということでございますけれども、鳳来地区で行ったものに

つきましては指名競争入札で行っております。それから、新城地区、作手地区で行ったものにつきましては随意契約で行っております。

以上であります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 入札でやっている地区と随意契約でやっている地区とあるんですけども、ということは、まだまだ市内にはそういう公共用地の中に私有地になっていない名義のもの、また道路はつくったけれど、きれいに分筆していない、線が引かれていないようなもの、そういう未登記物件というのか、未登録物件というのが非常に残っているという感じがしたんですけれども、合併する以前からの、もちろん作手、鳳来、新城にそれぞれあったと思うんですけど、今後もまだ、これは予算というのはかなり執行されなければ、市全体の道路台帳というか、道路河川等の公共物の整理がつかないんですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 まだ——、今後の行方ということですが、今、平成23年度末で、担当で未登記物件としてつかんでいる数字が約4,100件を超えております。昨年度の予算を単純に処理件数で割りますと、1件当たり平均20万円程度かかっております。ですから、総額8億円を超えてしまうという金額になるかと思っておりますので、これを処理するには、毎年わずかずつではありますけれども処理していかざるを得ないということです。特に今、当時からの世代交代、相続の件数がありまして、やはり住民からはこうした相続に関しての件数、依頼件数というのも年々増えてきております。

以上であります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 決算状況を見て、また今の課長の答弁を見て、ちょっとびっくりしたんですけれども、合併する以前から、かなりそういうものがそれぞれの市町村で、土木課が

管理しているか、税務課が管理していたかわかりませんが、公共物の維持管理に対する処理が適切にずっとされてなかったということで、合併してから、今、ここ数年、道路台帳の整備とか、いろいろやっていますので、そこらのところから、以前の過去のことを言っでは申しわけないかもしれないけれども、本来、用地を取得する、公共事業として取得する場合には、当然、個人の土地をお借りするなり、買い取るということは、当然分筆もしなければならぬし、寄附採納でいただくというか、受託する場合でもそうですけれども、担当課の職員というのか、その辺の経緯というのか、しっかりとその辺は寄附採納を受けたけれども処理をしてなかったというか、職員のミスと言っでは失礼ですけれども、ずっと以前から、それが積み積もって4,100件という現状に今なっておるということですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 原因につきまして、まだ詳しく調査しているわけではありませんけれども、昭和40年後半からのバブルというんでしょうか、そのときに生活様式が変わりまして、車社会という形になりまして、道路というものが、どうしても生活の中では重要なものになってきております。そうしたもののなかにおいて、行政として、地元から道路をつくってほしいと、用地については自由に使ってくれていいと、寄附しますというような形での口頭約束がされたかもわかりませんが、そういう形で、つくる方を優先してきた結果として、今、承諾されたところが未登記のまま残っているという状況だと思えます。

その当時は、実際私も少しそういう事業を実施していたものですから、私の経験談からいきますと、やはりつくれ、つくれということで、そういう二次的な手間というんでしょうか、そういうものについては少しおさなり

になっていたかなという感は否めません。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、未登記物件を処理するのに、先ほど答弁も少しあったんですけれども、代が変わると、要するに所有権者が古いものについてはもう亡くなられたりなんかしていると、もう新法でいうとどんどん枝葉が広がっていきます。本来は処理すべきだったと思うんですけれども、毎年、今で言うと500万円ぐらいの年度の予算でやっておられると思うんですけれども、4,100件の中にはもう相当古いものもあるということになると、今後の、これは決算じゃなくなってしまうんですけれども、何十年かかって処理していくにしても、相当の億単位の金もかかるということと、それから相続が絡んでくるということは、ある程度、職権でできるかどうか、枝葉が広がれば広がるほど、委託費ものせてくるし、それから広がった方の判こがないと登記処理ができない。この辺の考え方で、もう一点は今の現状、公共物になっておるところの底地については、税務上はどういう扱いになっているか、お聞きします。2件です。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 道路であれば、認定してあれば、道路法に基づく、一応、道路として管理させていただいております。

済みません、2点目をちょっと確認させていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 加藤委員、もう一度お願いします。

○加藤芳夫委員 ですから、道路として使っている、河川として使っている部分の底地の税法的な処理はどうしておりますか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 当時、面積のわかっている部分については、一応、税務課との調整に基づいて非課税扱いをさせていただいて

おります。

○滝川健司委員長 よろしいですか。

ただいまの答弁の中で、平成23年度処理件数24件でしたけれども、84件は間違いですか。

済みません、荻野土木課長、お願いします。

○荻野喜嗣男土木課長 24件が正しいです。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出8款2項2目道路橋りょう維持費、道路維持事業、162ページです。

一つとして、市道草刈り等、委託の契約方法は。

また、2点目としまして、その委託先をよろしく願います。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 道路維持事業における契約方法、また委託先はということでお答えさせていただきます。

契約方法につきましては、随意契約が主となっております。

委託先につきましては、委託業務の内容及び路線等によって異なっておりますけれども、新城施設管理センターと日下建設株式会社となっております。

以上です。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 もう少し、細かい内容をお聞きすることはできませんか。

○滝川健司委員長 細かい、どういった内容でしょうか。

○中西宏彰委員 今の施設管理センターとか、内容についてというか、委託方法とか、委託先の下部組織があるのかどうかとか、そういうことも含めて。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 失礼しました。

施設管理センターにつきましては、行政課で一括契約した中におきまして、道路維持事業費ということで行っております。

業務内容につきましては、市道入船線ほか7路線と、3カ所の調整池でございます。これにつきまして、草刈りが約4万平米、年1回、それから入船線の薬剤の散布、1,003平米ですけれども年2回等々、いろいろな業務を行っております。

この再委託先は、新城シルバー人材センターと株式会社グリーンセンスとなっております。

それから、日下建設株式会社につきましては、1級河川豊川の堤防沿いの市道部分、堤防と兼用工作物である市道部分でございますけれども、これにつきまして国土交通省中部地方整備局の豊橋河川事務所で、同じように草刈り管理を委託をしております日下建設株式会社と随意契約を行っております。また、草刈り面積につきましては、1万197平米、これは両岸ですけれども、これを年2回ということで、場所につきましては、右岸が野田城大橋上流から市境まで、左岸につきましては八名井地内ということになります。

以上です。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 そのような内容で、下請等も使わないとできないかと思えますし、本事業の効果をどのように、十分に行えているのか、まだまだ足りないのか、その辺を踏まえて、ちょっとお答えができましたら願います。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 道路維持事業につきまして、市民から区長さんを通じて出てくるのが、年間700件から800件近くあります。その中に、お盆前というのでしょうか、そういう時期において、草刈りの要望がかなり出てきております。直営班でも日々対応しておりますけれども、なかなか全てのものがないという中において、こういうある程度、路線でまとまった、まとまった路線と言ったらいいんでしょうか、そういうところにつき

ましては、委託をかけて、適正な時期に刈っていただくということを心がけておりますけれども、何せ年に1回というのでは、必ずしもそれが万全かどうかということになりますと、少し疑問なところもありますけれども、限られた予算の中で広大な面積を維持管理していくということになりますと、やはりそうした面も否めない部分もあるのではないかと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 次にいらさせていただきます。

同じく、歳出8款4項3目震災対策費、震後対策事業、170ページです。

一つとして、事業の実績と効果はどのようになっていますか。よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 震後対策事業の実績ですが、応急仮設住宅建設に関する模擬訓練への参加や、応急危険度判定に要するコンパスやテープなど、必要品の購入をいたしました。

効果としましては、応急危険度判定訓練や仮設住宅の建設模擬訓練に参加することで、必要な知識や最新の技術を身につけることができまして、地震発生後には的確な行動がとれることが効果だと考えます。

また、応急危険度判定に必要な用品を確保しておくことは、地震発生後の危険度判定の際、迅速な対応につながります。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 本予算で、この事業が十分対応できたのか、お伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 1問目で、備品などを購入して備えていると申しましたが、これは23年度のみではございませんで、これまでも迅速な対応ができるように必要な備品を備えつつあります。リュックサックの中に、そうしたものをに入れて備蓄しておりまして、

有事の際にはすぐに迅速に対応できるような態勢をとっております。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 次にいらさせていただきます。

同じく、歳出8款4項3目震災対策費、木造個人住宅耐震診断事業、170ページです。

当初予算に対し増額補正をしたが、不用額となった理由はいかがか、よろしくお願ひいたします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 木造個人住宅耐震診断事業に関する当初予算の主なものですが、100軒分の耐震診断に係る経費と、5軒分の耐震改修経費でした。平成23年度は、耐震改修に係る補助金が、国の緊急支援事業補助金の30万円を加えまして、90万円に拡充されたこともありまして、当初の予想を大きく上回る15件の申し込みがありました。そこで、申し込みのあった全ての住宅において、耐震改修を実施していただくため、補正予算において追加分となる10軒分の予算を確保いたしました。

その後、申請者には耐震診断を受けていただき、ご自宅の耐震性の状況を把握していただくとともに、耐震改修に係る概算の経費などをお示ししました。その結果、5名の申請者が改修を断念し、申請の取り下げがありました。これを受けまして、5軒分につき引き続きPRを行いました。工期の関係もあって、結果的にキャンセル分の予算が不用額となったものです。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 ちょっと重複しちゃうかもわかりませんが、今、100軒と申されましたか。この事業に対して、市民の皆さんにその対象戸数ですか、どのような広報等で周知されたのかお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 この100軒と申しますのは耐震診断でございまして、これは無

料です。100軒分を確保してありますので、できる限り皆さんに受けていただくために、広報はもちろんですが、ティーズでPRをするとともに、なかなか周知が行き届かないということもあって、新城地区、鳳来地区、作手地区をある部分的に定めまして、重点的にPRする活動を続けています。順次、地区を巡回して、夜間にもなりますが訪問していただいて説明し、できる限り受けていただくと。その上で、さらにその先に進んで、耐震改修に進んでいただけるように努力しているところです。

○**滝川健司委員長** 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 関連質疑、中西委員の8款2項2目の道路橋りょう維持費、道路維持作業の関連質疑をお願いします。

先ほどの答弁を聞いておりましたら、草刈り等の維持管理については、市の施設管理センターへ委託をしている、行政課がまとめておるといふような、ちょっと答弁の中で、その後、じきにシルバー人材センターにまた委託だという形で、何か再委託をしているような考え方の答弁があったんですけども、確かに施設管理センターが直営で恐らくやることはないと思うんですけども、なぜ、そういう複雑な仕組みを通して、最終的にはシルバーがやっておるのか。直接シルバーに出せば、経費も安く済むのではないかと思うんですけども、その辺のことをお聞きします。

○**滝川健司委員長** 請井行政課長。

○**請井洋一行政課長** 新城施設管理センターへの委託に関する内容でございますが、各課でそれぞれ委託内容として持っております業務、草刈り業務ですとか、浄化槽の点検ですとか、いろんな業務がございますが、そのあたりの業務の手間を集めて集約することによ

って、業務の効率化を図ると、そのような観点から過去に名称は違いますが、新城施設管理センターの前身、総合サービスセンターの時代から、そういう形で委託業務を集約してまいりました。

新城施設管理センターで、直接請け負うというような業務ばかりではございませんので、その点の見直しを図りまして、現在についてはそれぞれ所管課において委託の発注をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

鈴木司郎委員。

○**鈴木司郎委員** 中西委員の8款4項3目の耐震診断の関係の質問をさせていただきます。

これにつきましては、先ほど課長の答弁がありましたように、木造の個人住宅につきましては、ケーブルテレビだとか、あるいはローラー作戦というようなことをして広報活動をやって、100軒の目標をクリアしたと。したことは評価できるんですが、その中に非木造の耐震住宅も計画を予定されておったと思うんです、予算にして108万円ぐらいですか。この非木造につきましては、昨年度も全額不用品額というような形で出ておったかと思っておるんですが、この成果表をみますと、非木造につきましては、いろいろな広報をしてきたけれども、周知をしてきたけれども申請がなかったというようなことになっております。もうちょっと、やっていく熱意が足りないのではないかなと思っておるんですが、このいろいろな広報活動とはどんなことをやったのかお伺いをいたします。

○**滝川健司委員長** 松本都市計画課長。

○**松本博也都市計画課長** ご指摘のように、数年、予算を計上させていただいておりますが、申し込みはございません。こういった広報かといいますと、木造住宅とともに広報とティーズでは紹介させていただいているん

ですが、非木造住宅に関しては、先ほど言った重点的な地区にお邪魔してPRすることはやっております。と同時に、木造に関しては全額見ることができまして無料になるんですが、非木造については全額ではありませんで、頭打ちということになりますので、なかなか自費を投入して診断のみをしていただくということになりますので、そういった点も申し込みがないというような状況につながっているのかと、これは推測ですが思っています。

それと、木造に関しては、寝る部屋があるということが条件になっておりまして、大規模な地震のときに、とりあえず倒壊しない耐震の改修をしていただいて、人命を守るということを第一次に据えておりますので、訪問してでも受けていただくということなんですが、裏を返すと、熱意が足りないと言われてしまえばそれまでですが、そういう状況になっておりまして、これについては数年やっておりますけれどもないので、そろそろ考えなければいけないかという状況にあります。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 歳出9款1項3目災害対策費、災害時要援護者支援事業、178ページ。

台帳登録者数が目標値よりかなり下回った理由をお伺いします。

○**滝川健司委員長** 大原防災安全課長。

○**大原宗鑑防災安全課長** 台帳登録者数が目標値より下がった理由でございますが、災害時要援護者の登録推進につきましては、制度の発足以来、対象者本人への案内文書の発送をはじめといたしまして、区長会や自主防災組織、また民生委員、老人クラブ、各種福祉

団体等に出向いていきまして、啓発を行ってまいりました。

これまでの経過を見ますと、当初の登録者数に比べて、その後の実績が上がっていないのが現状でございます。これは、当初の登録で、災害時に不安を感じていた方々の登録が、十分ではないにしてもある程度済んだのではないかと。また、一方では、対象者本人や家族への啓発がまだまだ行き届いていないのかという可能性も考えております。

また、登録率が平成22年度35%であったのに対しまして、23年度が27%と下がっておりますが、これは住民基本台帳上で災害時要援護者登録システムを導入しまして、分母となる対象者数を把握できることが正確にできるようになりました。これで、分母が増加したことによって、登録率が低下したものでございます。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** ただいまの説明の中に、広がらなかった理由として、当初は災害に対する不安を感じた人たちが登録したが、その後、広がらなかったと言われましたけれど、この災害時要援護者の登録につきましては、やはり個人情報の問題からいきまして、まず不安に思っている人の対策はもう間違いなく登録しなければいけないんですが、ただ、今の生活の状況から、これは登録しておかないと災害が起きたときに大変に、情報の問題で個人情報が出せない、だけどこれに登録しておけば出せるというメリットがあるわけですし、この辺につきまして広げようとする努力というか、その辺につきまして、23年度につきましてどのようなことを対策としてとったのかお伺いします。

○**滝川健司委員長** 大原防災安全課長。

○**大原宗鑑防災安全課長** 23年度につきましては、先ほども説明いたしました、各種団体の会合等に出向いて、その周りの方たちに、対象となる方々へのご本人さんへ、こういう

制度がありますけれども、登録してはどうですかというようなことをお願いしたということでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 実は、災害時要援護者の問題につきましては、地域福祉計画というのが市に立ててあるんですが、これは本当にいろんな地域福祉計画で言いますと、市民福祉部が中心となるわけですが、これがなかなか広がらない状況の中で、昨年度に予算が付きました医療キットを配るときに、災害時要援護者の台帳に登録を一緒に進めていくようにという、私、質問をしまして、そのときにそれを検討してやっていきたいという回答がありましたけれど、この医療キットと災害時要援護者の登録につきましての事業を進めていく、この連携はとられたんでしょうか。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 民生委員に医療キットの啓発をさせていただく席に同席をさせていただきまして、災害時要援護者の制度もありますので一緒にお願いしますということをお願いしております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 広がらなかった原因の一つに、災害時要援護者登録制度というのは、登録した後の計画がまたあります。この計画が、個別支援計画というのをきちんと自主防災会などと立てて、実際に生活していく、不安を取り除いていくという工程があるわけですが、ここの部分をきちんとやっていかなかったことが、登録しても余り登録だけで終わってしまったというようなことから、登録者が広がらなかったという認識はないでしょうか。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 ご指摘のように、登録が進まない理由の一つといたしまして、登録をされた方への平常時からの、地域からのアプローチといいますか、支援というものが、

まだまだ全市的に進んでいない現状もあるのではないかと考えております。これにつきましては、今年度でございますが、市内の一部地域で、登録者一人一人をどのように支援するかをふだんから話し合っていたいて、地域で見守っていこうとする活動が始まっておりまして、これらの地域につきまして市も支援をさせていただいて、モデル的な取り組みとして市全体に波及をしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、歳出9款1項3目災害対策費、家具転倒防止用具普及事業、178ページ。

1点目ですが、事業の普及促進のためにどのような工夫をしたか。

2点目、成果実績が上がっていないように思うが、その要因は。

以上2点、お願いします。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 まず、事業の普及促進のための工夫でございますが、家具転倒防止の普及につきましては、区長会や自主防災組織の研修会、また広報紙やホームページによる周知をはじめといたしまして、防災行政無線等でも広報をしております。また、民生委員の皆様のご協力が非常に大事と考えておりまして、先ほども答弁いたしました、医療キットの推進活動と連携して、家具転倒防止の普及もお願いしております。

また、対象者につきまして、災害時要援護者支援制度の登録者を加えるなど、要綱を見直しまして、制度の拡大も図ってまいりました。

次に、成果実績が上がっていない要因でございますが、実績が上がらない要因といたしまして、制度発足から数年がたっておりますが、対象世帯への取り付けが十分とは言えま

せんが、ある程度進んでおるのではないか。
また、一方で、この制度自体の対象世帯への周知がまだまだ行き届いていないことなども考えられます。

なお、23年度の15件は、22年度の2件に比べて増加しております、実績数は多いとは言えませんが、民生委員さんなどへの働きかけが、わずかではあります。結び付いたのかと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 1点目のところで、対象者の見直しを考えたということです。具体的に対象者を広げたということなんでしょうか、具体的に教えてください。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 この制度の対象者が、身体障害者手帳を所持したもの、75歳以上の高齢者のみで構成する世帯、それから介護保険法による要介護認定となっておりますが、制度を見直しまして、先ほど前崎委員からご質問のありました災害時要援護者の登録制度に登録することによって、この制度の対象になりますよと。要するに、申請書を出して登録をすれば家具転倒防止の普及事業、支援をさせていただきますという拡大をさせていただきます。ありがとうございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 目標件数が50件ということで、実績は15件、予算でいえば、当初49万2,000円の予算計上をされておるんですが、実際は10万2,630円の実施だったということです。先ほど対象を広げたということで、災害時要援護者登録という方が対象になるということはわかりましたけれども、75歳以上の高齢者の世帯という対象者の要件があるんですけれども、この年齢、高齢者のみの世帯の年齢を広げる必要性について考えましたでしょうか。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 この年齢について

は検討をしております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 ちょっと、周辺の事例を調べますと、70歳以上が対象になる、70歳以上の高齢者のみの世帯が対象になるという自治体も、事例も、近くでは蒲郡市がそういう対象としておりますし、さらに65歳以上を対象としている自治体もかなりあるようです。具体的には、ちょっと浜松市とか、そういうところもそうなんですけれども、その年齢を下げた対象を広げるということも必要だと思います。といいますのは、実は、8月の最終の日曜日の防災訓練のときに、私の居住している行政区でアンケート調査、防災訓練にほぼ全世帯、九十数%の世帯が参加してくれたんですけれども、アンケートをとりまして、家具の転倒防止金具の取り付け等の対策はとられているかというアンケート調査をしましたところ、参加してくれた世帯の方の40%が、程度の差はいろいろあると思うんですけれども、実施していると、対策をとっているということでした。ちょっと、思っていた以上に、対策をとられているというのが正直思ったわけでした、ということは、対象者を広げれば、この制度を、この事業を利用して、事業が普及していくという可能性が高いと思われましたので、いま一度、ちょっと一般質問になっちゃいけませんので、年齢の対象を広げていくということを考えてほしいと思いますし、昨年の反省を踏まえて、いま一度、ちょっと考え方を伺います。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 ご指摘をいただきました年齢の条件も含めまして、制度の見直しを検討してまいります。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出10款1項3目教育指導費、教育振興事業、182ページ、2点お伺いします。

人権サポート委員会を開催すると聞いていましたが、開催しなかった理由について。

2点目、いじめ人権サポート委員の人数と人選方法は、お願いします。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 お答えします。

委員会を開催しなかった理由についてでございますが、平成23年度中におきまして、新城市いじめ・人権サポート委員会設置要綱に基づき、いじめ問題や人権侵害に関して、解決しなくてはならない重篤な事案がなかったからでございます。

委員の人選につきましては、人数につきましては5人です。人選方法につきましては、新城市いじめ・人権サポート委員会設置要綱に基づき、関係諸機関に依頼し、承諾を得て委嘱します。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 事例がなかったということで、人権サポート委員からもこういうことで、いじめの問題とかということで、開催要望はなかったということでもいいでしょうか。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 特に、そういう連絡はございませんでした。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 いじめ人権サポート委員から、要請があれば開催はされるという認識でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 設置要綱におきましては、各市教委の対応とか、学校の対応に

おきまして、何らかの必要があるという場合に開催をしますが、人権擁護委員の方からの要望ということではこの設置要綱にはありませんので、今後、必要があれば、そういう形のものもつくる必要もあろうかと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 去年は、開催をされなかったということで、今、いろんないじめ問題が、いろんな意味でいろんな情報が錯乱する中で、いろんないじめの対照という形があるわけですしけれども、いろんなものが想定をしておらなかったという部分が、今の答弁で課長さんからありましたけれども、常にこのサポートを開催するという、23年度についてはそういう開催はしなかったということなんですけれども、それを踏まえた何か今後の対策という形はとられておるんですか。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 日常のいろいろな情報交換ということになりますと、この委員会以外としましては、例えば生徒指導の連絡協議会とか、カウンセラーの連絡協議会ですとか、見守り児童・生徒の連絡会、さまざまなことがありますして、いろいろな方との連絡はしております。ただ、いろんな状況がございますので、社会情勢等も考えまして、必要があればということで、これから検討することの一つだと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出10款5項3目文化財保護費、作手歴史民俗資料館管理事業、196ページでございます。

施設管理委託先と管理業務の内容、及び年間入場者数をお聞きいたします。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 失礼します。

施設管理の委託先と管理業務の内容につきましては、シルバー人材センターへ資料館の土曜日、日曜日、祝日の受け付け等管理業務を、それから後藤商事株式会社新城営業所へ消防設備の保守点検を、それから株式会社中部へ自動ドアの保守点検を、それから株式会社中部技術サービス新城設楽営業所へ床のワックス清掃作業をそれぞれ委託しております。

それから、平成23年度の年間入場者数につきましては1,159名でございました。

以上でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、答弁の中で、施設管理委託先はそれぞれシルバーだとか、消防関係、いろんな床ワックス等、お聞きしたんですけれども、全体費用が決算額では318万円、実は出ておるんです。その中の委託費が81万8,715円と出ておるわけなんですけれども、差し引きしますと230万円ぐらいまだ、委託費を差し引くと残が残るんです。この用途は何に使われておるんですか。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 決算額のうち、今、委員さんがおっしゃいましたように管理委託費は81万8,715円でございます、あと多いものは臨時職員の賃金2名分でございます、こちらが約190万円となっております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、差し引き230万円という私の質疑の中で、臨時職員を2名190万円の支出だということでございますけれども、あの施設、私も昨年ですか、ちょっと見させていただいた中で、ほとんど来館者はないかなと思っておるんですけれども、答弁の中で1,159名、ちょっと私もびっくりしました。それだけの実績があるならば、平日は少ないんですけれども、シルバーに委託して受付管理業務をやっておるならば、その2名の190万円という方は何をしておるんですか、教えて

ください。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 資料館の職員体制なんですけれども、平日は2名で、再任用の職員1名と臨時職員1名という体制で行っております、これの平日の勤務の臨時職員は受け付け等、それからやっていただくのは展示の案内だとか、施設の維持管理の簡単な修繕だとか、それからあとは資料館の企画展、年3回ほど行っておるんですけれども、そちらの開催等をやっていただいております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 私が見た感じでは、それほど忙しくないというのか、そんなに再任用というのか、その職員の2名と臨時職員ですか、シルバーを含めて通常平日2名プラス臨時職員1名という形なんですけれども、どう見てもちょっと私としては何か人件費の支出が非常に大きいかなということがございますけれども、その中からもう一点、聞きますけれども、1,159名の方が、ここは調べたら無料だと、入場料が無料だということを知っておりました。年間の稼働率は、当然、休み、祝日を引けば1年間365日じゃないんですけれども、少ない中でいくと1日当たり大体4、5名は来館者があるのかなという感じがするんですけれども、なぜ有償化しないのか、ここまで歳入というか、収入はないのに支出が318万円かかっているのに、無料の入館としている理由はなぜですか。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 失礼します。

作手の歴史民俗資料館につきましては、建設当初、作手地区の明治時代における民家の間取りを復元して、当時の農村の生活の様子を知ってもらうとともに、収蔵している考古資料、歴史資料や稲作・林業等で使われました農具、機具、それから当時の娯楽でございました村芝居、歌舞伎の場面等の展示を通しまして、現代の人たちが近代化によって忘れ

去ってしまった当時の生活や風習を見学しながら考えていただく場所として建設されたものでございます。

合併前の昭和62年1月の旧作手村議会の臨時議会において制定された作手村歴史民俗資料館の設置管理に関する条例に、入館料は無料とするということとなっております、これを合併後も継承しているところでございます。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 建設当時の作手村の状況の約束事は、それはそれでわかりましたけれども、合併以降、大きな新都市になっておりますので、なおかつ入場者が年間1,159名もあるんです。それに対して経費は318万円。私はどう見ても、当時の経緯はともかくとして、これだけの人数が働いて、職員がおって、その中の維持管理をしながら、いろんな備品というか、展示物をやっているならば、私は今後、考えていく中では、有料化しても、多少は減るかもしれませんが、やっぱり歳入、入りも考えた上でやっていかないとけないんじゃないかと思うんですけれども、その辺の思いというか、今後に向けてとなると質疑じゃなくなるかもしれませんが、ちょっと一言お願いします。

○**滝川健司委員長** 請井文化課長。

○**請井浩二文化課長** 今、ご指摘いただいたとおりだと思うんですけれども、現在のところ有料化についての計画はございませんけれども、今後は施設の老朽化とともに、今の経費に加えて維持管理費の経費も増えていくことが予想されますので、施設の有効利用の方法も含めて検討していく必要があるものと考えております。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** いじめサポート委員会についての鈴木眞澄委員の質疑に対して、さらにお聞きしたい点が2点ありますのでお願いします。

まず、サポート委員会の委員ですが5人で、それから関係する機関から5人ということなんですが、この関係する機関というのはどういう機関であって、どのような人選で出てこられている委員なのかをお願いします。

○**滝川健司委員長** 原田学校教育課長。

○**原田隆行学校教育課長** お答えします。

人権擁護委員、児童相談所員、それからスクールカウンセラー、警察署の生活安全担当、その他といたしまして、主任児童委員とか、あるいは必要に応じて弁護士とか医師とかいう方を考えております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 1回だけですので。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

この際、しばらく休憩します。

午後は1時40分から再開します。よろしくをお願いします。

休憩 午後12時43分

再開 午後1時39分

○**滝川健司委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、総括の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** それでは、106号議案の総括を質問します。

1点目、財政力指数が、合併後の平成18年度0.60、単年度0.66から、以後0.67まで一度上昇した後、降下して、平成23年度は0.60、単年度0.59となりましたけれども、これをどう評価しているのか伺います。

2点目、決算審査意見書の総評に、「財政健全化に一定の成果を上げ、新市の基盤づくりに努めた」との評価がありますが、本市が目指す健全な財政とはそもそもどのような状態か、それに対して現在、平成23年度現在、財政状況はどの位置にあるのか伺います。

3点目、決算審査意見書の総評にあります七つの審査の留意点について、その所見と今後どのような対応をしていくのかを伺います。

以上です。

○滝川健司委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 それでは、順を追ってご説明をさせていただきます。

財政力指数は、地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値でございます。各年度の推移を見るために、これを単年度の数値で算出いたしますと、18年度からでございますが、18年度0.66、19年度0.69、20年度0.66、21年度0.63、22年度0.59、23年度0.59と、毎年度、減少傾向であることがわかります。

この要因として、一つ目は、景気低迷や高齢化などにより、普通交付税算定における基準税額が減少していることから、財政力指数の算出において、分子となる基準財政収入額が減少していること。二つ目は、財政力指数の算出において、分母となる基準財政需要額に算入される公債費、特に合併特例債、過疎対策事業債、臨時財政対策債償還費が増加していることが主なものであると考えております。

なお、平成19年度の単年度の財政力指数が上昇していますが、これは国の三位一体改革として行われた所得税から個人住民税への税源移譲により、地方交付税の交付総額が抑制されたことが影響したものと考えております。

続きまして、2番目の監査意見書の健全財政化に一定の成果を上げたということで評価

がありますが、本市が目指す健全財政はどのような状態かというご質問に対しまして、平成17年度が合併後初の決算となっております、半年分であったため、3市町村が行った半年分を合算した決算統計では、経常収支比率は94%、以降、18年度91.5%、19年度91.7%、20年度90.8%、21年度88.8%、22年度87.8%、23年度は88%と多少の前後はありますが、数値は減ってきておりまして、着実に健全化していると思われま

す。また、財政健全化判断比率の一つであります実質公債費比率では、19年度は13%、20年度12.1%、21年度11.2%、22年度10.4%、23年度は9.4%となっております、またさらに将来負担比率では、19年度116.3%、20年度102.1%、21年度82.3%、22年度61.8%、23年度は40.1%といずれも数値が低くなっておりまして、こうしたことを踏まえまして、「健全化に向けて一定の成果を上げ」と評価をいただいたものと考えております。

これは、これまで市議会の皆さんが身を切って定数削減に取り組んでいただいたことや、集中改革プランの作成や財政健全化推進本部設置などにより、職員の退職者の不補充や地域手当の廃止、補助金の見直しなど、市民の皆さんにご協力を得て、財政健全化に取り組んできた結果だと考えております。

ご質問の市が目指す健全財政とは、こうした状態を維持することであり、できれば少しでも数値が下がる努力をしていくことにあると考えております。

3問目、決算審査意見書の総評の七つのうち、私からは1番と3番についてお答えをさせていただきます。

まず、予算管理のあり方、内部統制のあり方について検討されたいということでございます。

本市では、平成19年度からバーチャル事業部制、一般財源枠配分方式を当初予算編成の手法として採用しております。

この方式は、総合計画の主な事業を着実に実行するための優先枠を設定しつつ、市政の各分野で市民に最も接している職員が、その部、または課の事業について優先順位を裁量し、主体的に予算編成を行えるように工夫した方式であります。

この方式により、総合計画を着実に実行するとともに、市民要望の多い分野に予算配分を厚くするなど、より現場に近いところでの予算編成が行われ、事業の実施段階においても、最小の経費で予定した事業内容が実施できるよう、工夫した予算執行に努めてきたことに対しての一定の評価をいただいたものと考えております。

予算執行において、予算額と契約額の差金については、原則凍結することとし、決算対策としての予算消化などにならないよう指導しております。

一方、扶助費や医療費のように決算見込みが立てにくいものや、建設事業関係では完了までに発生する変更工事の見込みにより留保する場合も考えられ、全ての不用額を減額することができない場合もあります。

しかしながら、結果的に多額の不用額が発生している場合もあることを考えますと、今後、担当課における適切な予算管理を喚起するとともに、全体として内部統制のあり方について検討していきたいと考えております。

3番目の基金の運用についてでございます。本市の基金は、現在、財政調整基金をはじめ、22の基金があり、それぞれ条例に基づき、適切な運用を図っていると認識しているところでございます。

監査意見書にあります設置意義の再検討が必要な基金については、個々に指導を受けているようでもありますが、22の基金全てを含めまして、決算審査意見書の総評をコピーいたしまして、昨日、平成25年度の予算編成事務担当者説明会で、監査意見に対応する平成25年度の予算編成を行うよう指示したところ

でございます。

私からは以上です。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 税務課からお答えいたします。

総評にある七つの審査の留意点について、税務課では税収の確保について総評をいただいております。決算審査意見書の総評につきましては、市税の収納率の向上が図られたことは、日ごろの成果が数字の上であらわれ、評価していただいたと認識しております。

午前中、鈴木委員さんから、それほど成果が上がってないのじゃないかというような厳しいご指摘をいただきましたが、長引く経済不況の中にあって、収入の減少等が見込まれる中で、収納率を0.1%でも上げるということは大変なことですので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

今後、さらなる収納率向上のために、東三河地方税滞納整理機構との連携を密にするるとともに、徴収嘱託員による地道な臨戸訪問による徴収、それから滞納者の財産調査等を徹底しまして、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

それから、私どもには、徴税吏員として税の公平性を守るために、裁判所を通さずに執行ができる、非常に強い強制力のある権限が与えられておりますが、滞納者に対しましては、税をとるという気持ちではなく、納税をしていただくという気持ちを持って、個別の納税相談をはじめ、生活実態に合った納税指導をしてまいりたいと考えております。

その他としまして、来年度より、4税についてコンビニ収納を考えております。この導入に向けて、現在、準備を進めておりますが、これも納税者の納付の利便性を図る観点からしても、かなり有効な手段であると考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 私からは、4番目、随意契約につきまして答弁をさせていただきます。

ご承知のように、随意契約は、その法制度の趣旨が適正に活用されれば、事務経費の削減のほか、事業目的を最も的確に完遂する能力のある事業者選定を可能とするものでありますが、運用を間違えれば、公正な取引を阻害する側面があることから、厳正な執行が求められているところであります。

地方自治法施行令では、随意契約とすることができる場合を九つに限定しておりますが、決算審査でのご指摘のほか、条文のままではなかなか判断しがたいことや、解釈の違いから不適切な契約事務処理がなされる懸念もありましたので、平成23年3月に、制度の趣旨や事例、判例などを示しながら、全契約担当職員、監督職員への意識付けを促すため、随意契約適正執行のための指針を作成しまして、周知を図ったところでございます。

また、随意契約とする理由、及び相手方を選定した理由を明確にするため、随意契約理由書の作成を義務付けまして、説明責任を明確にするように努めております。

このような対応を務めてまいりましたところですが、今回のご指摘を受けたことを重く受けとめ、今年度は、随意契約ガイドラインの継続的周知のほか、随意契約案件の集計と分析を行うことを考えておりまして、さらなる随意契約の適正執行について徹底を図っていく考えでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 それでは、総評の5点目から7点目につきまして、ご説明、お答えをさせていただきます。

まず、5点目の補助事業等の見直しにつきましては、新城市補助金等交付規則に定める補助の原則にのっとりまして、税金、その他貴重な財源で賄われていることを認識、留意

いたしまして、公平かつ効率的に使用されなければなりません。補助金の必要性、費用対効果、成果等につきまして検証を行い、ご指摘の継続的に補助してきた事業、イベント等の目的や根拠、基準とともに、継続の妥当性について検討し、市民の皆様からも納得がいただけるよう注意喚起をしております。

続きまして、6点目の指定管理につきましてでございます。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上とともに、経費の節減を目的としております。今後も、指定管理者制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

既に、指定管理者制度を導入済みの施設につきましても、今後も指定管理を行うかどうかの判断基準を指定管理者制度に関するガイドラインに定めて対応することとしております。

また、指定管理者の管理監督、事業執行につきましても、施設所管課とともに連携を図りまして、適切になされるよう調整を行ってまいります。

続いて、7点目の公共施設の管理につきましては、公共施設の廃止に伴う地元移管でございますが、これにつきましては受け入れの調整が整ったところから順次進めているところでございます。受け入れの調整を終えていないものにつきましても、現在、準備をいただいているところでございます。公共施設のあり方の方針に基づく手続きは、このように着実に進んでおるものと考えております。また、全体の進捗状況につきましても、適正に管理してまいりたいと考えております。

公共施設の使用料につきましては、公共施設使用料適正化の検討に基づきまして、平成23年度から3年ごとに使用料を見直しまして、利用者に応分の負担をしていただくとともに、

施設間の使用料の均衡を図ることとしております。また、施設使用料の減免につきましては、各施設が定める基準によりまして処理しており、受益者負担の原則に立って負担をしていただいているところでございます。

今後の施設配置のあり方や維持改修コストの平準化、低減化につきましては、公共施設のあり方に関する方向性を出してからの期間の経過もございまして、また施設の老朽化への対応ということもございまして、行財政改革の全庁的な取り組みの中で進めることが必要と考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 たくさんありがとうございます。

まず、1点目の財政力指数についてですが、1度上がって下がったということで、これは景気動向もあり、いろんな要因があるかと思えます。何が結論として必要かというのは、23年度末、現在に近い時点での本市の状況がどうだろうかという判断材料、指標となっているのかというところでございまして、全体として財政健全化はなされてきたというような答弁かと思えますけれども、確かに実質公債比率とか将来負担比率は、非常に年々下がっておりまして、これは非常に余分な脂肪が落とされたというか、シェイプアップされてきたかという気がしています。

それから、今回の財政力指数、それから以前、一般質問でも取り上げました経常収支比率についてはこの3年ぐらい0.90、90%を切ってきたということでよくなったということでございますけれども、この財政力指数についても経常収支比率についてもそうですけれども、何ていうんですか、国の都合というんですか、いわゆる先ほど幾つか上げていただきましたけれども、それプラス、例の臨時財政対策債というんですか、そういったものが計算式の上で、非常に基準財政需要額等分母

の面で大きなウェートを占めているというか、それが大きくなれば分母が小さくなるというような仕組み、国の都合からの仕組みというのがあるようですので、そういったものに乗った形での今回の財政支出、指標の中の財政力指数の減ということになっております。

平成21年度、22年度、23年度、そのあたり、特に22年度、23年度、臨時財政対策債分の振りかえ分の額が10億円以上というような形で大きくなってしまっていて、この財政力指数についても大きな影響を与えているかという気がしています。平成21年度並みに、平成22年度、平成23年度、一遍、臨時財政対策債の振りかえ分を考えてみますと、実際、単年度でいうと0.55とか、そういった数字に実はなるのかと思っております。

ですので、その辺の国の都合という部分に、我々、新城市の指数が乗った形で今、0.60、単年度0.59ですか、そうなっていますが、実際は確かに余分な脂肪は落ちましたけれども、体力的という部分、筋肉というか体力的な部分、税収も含めて、その辺はちょっと弱くなっているのではないかという気が、いろんなところをほじくり返してみますと——、ような私は気がしております。実際の基礎体力は、少しここ数年下がったのではないかと、ただ余分な脂肪はなくなったけれどもという。ですので、健康にはなったけれども、少し筋肉が弱くなったというような、そういった観点で今、新城市の財政力を見ているわけですが、そんな考えで私はおりますけれども、どうでしょうか、お考えを伺います。

○滝川健司委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 交付税額につきましては、確かに臨時財政対策債の振りかえ等がございまして、交付税額が減ってきておるといいます。総額がそちらに振りかえられているという国の実情がございまして。しかしながら、交付税法によってきちっとその辺は担保され

ておると考えておりますので、特に国のせいで財政力が強くなったり、弱くなったりというのは、数字的には若干反映する部分が私もあると思いますが、基礎体力の部分についてはそれほど影響がないと考えております。

先ほど申しましたように、基準財政需要額の中に算定される公債費でございますが、合併したことによって合併特例債を借りることができた。また、一時ではございますが、旧新城市も過疎債としていろんな事業ができた。それから、そういうようなことを考えますと、そうした交付税に算入される有利な起債を使って事業ができたことによって、若干、基準財政需要額が増えていっておると考えております。ただ、その有利な公債費につきましては、交付税に算入されるという前提がございますので、私自身は今まで約束していただいたものがほごにされるというようなことは考えておりませんので、よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それから、2点目なんですけれども、本市の目指す健全な財政とはどのような状態かというようなことで、先ほどのいろんな財政指標等をよい方向に上げていくことが一つの指標となっていくということでございます。

現在の財政状況はどの位置にあるのかというのは、いわゆる新城市が目指すべき財政状況に対して、今はまだまだなのか、それともある程度十分なのかという質疑という意味でありますけれども、その点についてもう一回、今現在、私どもの市はどのあたりにあるのかと。

○滝川健司委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 大変難しいご質問で、目指すところをどこに置くかというのが大変難しいご質問で、お答えしにくいわけですが、愛知県下でいいますと、新城市はとても貧しい市でございまして、大変でございます。ただ、全国的に類似団体で考えます

と、かなりまあまあ財政力がある団体だという評価も一方ではできると考えておりますので、お金がたくさんあるにこしたことはないものですから、もっと財政力というか、自前の税等が増えるような施策をして、今後も自主財源のある市でやっていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 愛知県の中では後ろから数えたほうが早いということで、全国的にはまあまあというような、位置的にはあるということでございますけれども、この総評の中に一定の成果を上げたという監査委員の評価が載っております。それに対して、これからいろいろ政策的な経費がたくさんかかるような事業が出てくるので、この政策的経費の選択と集中、それから公共施設等の維持管理コストの削減を一層進められたいというような意見が載っております。ということは、現在、新城市の状況がある程度余裕があれば、投資的な政策的経費、これからどんどん使っていくてもいいじゃないかということになるかと思うんですけれども、そうではないということから、こういった指摘があったのかと思っているわけですが、その点について同じようなことになるわけですが、新城市の現在の財政状況がどのくらいの体力があるのか、これからこういった事業に耐えられるのかどうか、その辺についてできたら監査委員さんの意見がいただけると、と思っておりますけれども、どうでしょうか。

○滝川健司委員長 安達監査委員。

○安達橘恭監査委員 監査委員ということでございますので、私から、監査委員から見た新城市の財政状況についてお答えをさせていただきますと思います。

ご案内のように、合併して6年目になると思うんですけれども、その間のずっと本市の財政状況を時系列的に見てみますと、委員がご案内のように、財政規模そのものは二百十

数億円で、ほとんど現在も合併当時も財政規模、歳入歳出の財政規模そのものは変わっておりません。

そういう中で、先ほど執行部からも説明がございましたように、市の借金は、合併当時は地方債残高でいきますと241億円、一般会計ベースで借金があったわけですが、現在はそれが219億円ということで、20億円ぐらい借金残高が減っておるわけでございます。

それから、一方、貯金積立金がどうなってきたかということですが、平成18年当時に積立金の残高が38億円あったものが、現在は50億円ということで、12億円ぐらい貯金が増えたというようなことございまして、先ほど新城市の財政は豊かというか、健全になったかどうかというようなお話がございましたけれども、財政力指数そのものは、さっき言われたように基準財政需要額と収入額との関係で、それには交付税の関係も影響してきますので、ほとんど先ほどお話にございましたように、途中で税源の移譲、平成19年に税源の移譲もございましたように、あるいは小泉改革の関係で、いろいろ交付税も規制をしました。そして、その後、政権の交代がございまして、福祉関係だとか、あるいは公共事業関係だとかいうように、施策が激変をしまいったわけですが、そういう中にもかかわらず、先ほど言ったように、貯金は増えて、借金は減ったということでありまして、本市の財政運営は非常に手がたい財政運営をしてきたかと思っておるわけでございます。

ただ、税収の面でいきますと、確かに税収は若干増えておりますけれども、これは本当に、例えば企業誘致をしたとか、あるいは市民の所得が増えて税金が上がったということではなくて、税源移譲、国から地方への税源移譲で税金が増えたのかと見ておりまして、本当の意味で力をつけるということになると、自主財源が増えるということが大事でございますので、そういう意味ではあれですけれど

も、財政構造そのものからいうと、非常に借金が減ったという、肩の荷がおりたと、重荷がおりてきた、それから貯金が増えたと、いろんなことをやるお金が増えてきたと、そういうことからいうと、非常に財政は弾力性が増してきたかと理解をいたしまして。

それから、本市がどの辺の位置にあるかということございまして、先ほどお話にありましたように、大変、位置というのはどこをどう比べてということがあろうかと思えますけれども、現在の交付税制度でいきますと、ご案内に不交付税団体なんていうのは、都道府県でいえば東京都だけだったか、そういうふうな今のあれからいうと、不交付税団体なんていうのは本当にわずかございまして、ほとんどが交付税を受けておるというような実情、愛知県ですら交付税を受けておるわけでございます。本市の場合は、0.6ということございまして、それは健全ということになれば、1になれば自立ということで非常にいいわけですが、全国の市町村を見ても、そんなところはほとんどないわけでありまして、しかし今の我が国の財政制度からいうと、真ん中辺にあるのじゃないのかと、しかも弾力性は少し出てきたのかと見ておりまして、この合併以後、非常に手がたい財政運営をしてくれたと思っておりますけれども。

ただ、問題は、バブル時期、高度成長時代、ご案内のように作手・鳳来・新城ともに、そういった日本の経済環境の中でいろんな公共施設をつくってまいりましたけれども、これが人口の減少だとか、あるいは老朽化だとかいうようなことで、非常に改築をする時期、あるいはほとんど使わなくなってきたと、だけでも維持管理が増大すると。特に、文化会館なんかはいい例だと思いますけれども、非常に大きなお金がこれから必要であろうと理解しておりますし、立派な、大きな施設がほとんど使われなくておるというような施設も

あるものですから、監査意見としてはこれから耐震化の問題もありますし、そういうものを含めて、さらに自立性が求められる、国が厳しいものですから自立性が求められるということで、さらにさらに財政の健全化と申しますか、始末をしていただくということが非常に大事なかなど。特に、公共事業については、これから真剣に考えていく必要があるんじゃないかと、そういうことを申し上げたわけでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 (3)に行きます。

七つの留意点ということで、それぞれお答えいただきました。また、次に菊地委員さんも控えておりますので、幾つかだけ再質問したいと思います。

飛びまして4番です、随意契約について。

この施行令で、幾つかこういった目安ということで、随意契約についての一応の手引きというのか、書いてあります。先ほど、指針も配ってということでございますけれども、この中に、指摘された分の中にも透明性、公平性はよろしいとして、いわゆる競争性というのか、競争の部分です。その辺をいかに随意契約というような形で、市に有利にというのか、プラスになるような形で図っていくのかということについてのお考えはどうでしょうか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 随意契約における競争性のお問い合わせかと思いますが、もともと随意契約というのは、競争に適さないといえますか、原則、公共の契約は競争でございますので、ということで九つの限定をして、こういう場合は随意契約ができますよ。その場合、法的な解釈からすれば、競争性がなくてもいいということなんですけれども、そうはいつでも私どもの契約規則等でも定めておりますとおり、随意契約の場合でもできる

限り2社以上という規定を設けてございます。場合によってはといいますか、その案件によっては1社しかできないという随意契約もありますが、そういったものが明確な1社でなければならないという理由がない限り、可能な限り2社以上から見積もりをとるようという規定にしております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 また飛びまして、7点目でございますけれども、公共施設の管理については、22年度、1年前にも指摘されてきたことで、少し内容が追加されておりますけれども、その中で、公共施設のあり方検討で出された方針に対して、進捗管理が不十分と、進み方が遅いというような指摘があるかと思えます。公共施設の譲渡、廃止、撤去、統廃合に関して、その体制強化とともに遂行を早める、加速される考えがあるのかどうか伺います。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 先ほどお答えさせていただきましたとおり、今、順次、移管等を進めているという状況でございます。それぞれ担当所管課、それから地元の地区役員様方と調整を行っているということでございますので、今、移管手続きの終了した部分につきましては、まだ比較的少ないという状況でございますが、特に集会施設関係では、これからまだ老人憩いの家等の移管も予定しておりますので、ある程度、一括した手続きが進んでいくのかと思っております。また、進捗についてはそれらの動きを見ながら、また進捗状況の管理というものも適切に行っていくと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 集会施設等については、進んでいるという気持ちも思っております。ただ、その他の公共施設です。指摘の部分については、その他のことかと思うわけですから

ども、地域の集会施設以外の公共施設についての進捗状況というか、進め方を早めるという点についてはどうですか。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 その他の公共施設の関係でございますが、先ほど監査委員からのご指摘がございましたように、老朽化に伴う維持管理等も、これからますます大きくなっていくということが予測されますので、方向性が出ているものにつきまして、先ほど申し上げたとおり、進捗管理の中で改めて調整をしてまいりたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 今、鈴木委員が、私が聞こうかなという、疑問に思うところをかなり聞かれたかと思いますが、おさらいになるかもしれません、私は一議員として新城市のずっと財政の流れとかそこら辺をちょっと言わせていただいて、質疑に入らせていただきたいと思います。

新城市が合併して、これで7回目の決算が終わったわけですが、これを見てみますと、17年度は特質性があるものですから別にしておいていいと思いますが、18、19、20、21年とずっとやってきて、決算の状況をいろいろ比べてみますと、先ほどから市債が減ったとか、基金が増えたとか、いろんな話が出ていますが、私も着実に健全化に向けて進んできたということは思っております。

市債が増えるか減るかとか、そこら辺のところは、公債費と市債を比べれば、公債費のほうが市債より年度で多ければ必ず減っていくんだということだと思いますので、そこだけでも大体判断できるかと思いますが、決算カードとか、いろいろ資料をいただいたものを自分なりに年度ごとに比べてみますと、本当に財政は健全化に向けて、グラフでかけば

右肩上がり、大きな角度じゃないですが、なだらかな角度で右肩上がり進んできておるかと思えます。

先ほども、竹下課長からも話がありましたが、市町村財政比較分析表というのもちょっと古いやつですが手元にもありますが、これで見ると、類似団体が新城が約50ぐらいですか、その中でどこら辺のランクにいるのかというと、大体真ん中からちょっと上にいるなど、いろんなので違いますが。新城市がそれで悪いのは、人件費とか、市の職員の定数が多いということ、だから人件費が自然にかかるということで、そこらあたりがちょっと類似団体の中では新城市は低いほうかと、一番下ぐらいに近いぐらいに低いかと思えますが。

財政の健全化に進んでいきたいということで、それでちょっと、これで質疑に入りますが、それが今までできてきたということは、監査委員さんが膨大な会計資料とか、行政資料を全部チェックしていただいて、いろいろ問題点があるところは指摘いただいて、それをまた行政がよく聞いて、それを改善してきたということかと思えますが、何で今日、この質問をしたかと言いますと、マネジメントサイクルというものがあるんです。それに、いかに従って、反省し、また次にそれを生かす、反省し、それを次に生かすということをどんどんやってきて、ここまで来たか。今後、そういうことが大事で、単年度でなかなか解決できない指摘事項もあると思いますので、それは年度を重ねていけば、だんだん改善していくかと思えますが、それでその指摘事項を22年度にも7項目あります。それを23年度にも7項目ありますが、その中に同じ項目も四つ入っていますので、監査委員さんたちの監査意見報告書の中で指摘されたことを、22年度に指摘されたことを23年度にどのように生かして、行政に成果を上げてきたかという辺をちょっと聞かせたいと思います。

○滝川健司委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 それでは、平成22年度の決算審査意見書の留意点についての対応につきまして、私から留意点の1点目、2点目、3点目、6点目についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公営企業の繰り出しが高額であるというご指摘に対しましては、基本的に総務省の繰り出し基準に沿って繰り出しているところをございまして、市民病院への負担金は、平成22年度の決算において9億3,287万6,000円だったものが、平成23年度は9億135万8,000円となり、3,151万8,000円の減となっております。厳しい病院会計運営を考慮して、繰り出し基準どおり一般会計負担分を支出したものでございます。

水道事業会計への出資金は、平成22年度決算の330万1,000円が、23年度は234万5,000円でございまして、95万6,000円の減額であります。この出資金は、国庫補助事業に対する一般会計の負担分としての出資でございます。

また、市民病院事業への出資金は、平成22年度決算の1億364万7,000円が、23年度1億164万3,000円で200万4,000円の減でございますが、これは過去の繰り出し基準に対しまして不足分を出資金という形で繰り出しております。

公営企業会計では、企業会計の趣旨を認識していただきまして経営努力を行っていただいております。繰り出しは常に経費の見直し等によって行っておりまして、それに基づいて繰り出しを行っております。

二つ目の特別会計への繰り出しにおきましては、国保、介護、後期高齢者の保険・医療系の特別会計につきまして、繰り出し基準に沿った繰り出しを行っているところでありますが、増加する給付費の抑制施策の検討とともに、平成22年度から2カ年連続して国保税改正の激変緩和措置として、特別繰り出しの取扱いも課題となっております。税・料金

の改定により負担割合の適正化が望まれるところをございまして、被保険者負担を伴うことから慎重に対応してきたところをございまして。

建設系の特別会計は、都市基盤、生活環境の向上に取り組んでおりまして、整備途中の事業がほとんどであることから、公営企業法適用には踏み切っておりません。法適用による企業会計方式の導入につきましては、簡易水道会計のように統合化が目標設定されているものもありますが、公共下水や地域下水等、安定経営の前提となる基盤整備、加入者負担率等の料金体系の適正化、資産評価等、大きな課題をどのように克服するか、担当を中心に研究を進めているところをございまして。

3番目の実行委員会方式による委託事業につきましては、市民参加が助長されたり、ユニークな企画となったりと、市民感覚にマッチしたものとなる場合が多く、市民参加を進めていく上では、ある程度、柔軟に対応していくことも必要であると考えております。実行委員会方式の多いイベントなどの実施については、それぞれ担当課で最もよい執行方法を選択したものと考えております。

また、委託事務全般については、契約事務の手引きを本年度6月8日に示しまして、適正執行を市で指導しているところをございまして。

6点目の補助事業につきましては、新都市補助金等交付規則に沿って、補助申請を担当課に提出していただき、申請内容を検討して交付決定、実績報告、確定通知等の諸手続きをとって処理を行っております。

毎年、予算担当者会議で会計事務の手引きを示しまして、補助金の執行についても指導しております。また、補助金は、全て財政課合議となっておりますので、全てに目を通し、補助金の担当課には、補助金執行事務が適正に行われるよう、常に注意喚起、確認を行っております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 請井行政課長。

○**請井洋一行政課長** それでは、私からは、4点目と7点目につきましてお答えをさせていただきます。

まず、4点目の指定管理者についてでございますが、先ほどの鈴木達雄委員への答弁と同様の内容となりますが、23年度の取り組みといたしまして、22年度の監査意見の総評にも関連いたしまして、24年度で指定管理期間が満了となる施設につきまして、任意、公募の別について検討するとともに、指定管理を導入するか否かの基準を設けるなどの庁内検討を行い、指定管理者制度手続きに反映させたところでございます。

続いて、7点目、公共施設の運営についてでございます。

市内の公共施設につきましては、それぞれの施設及び所管課におきまして、利用者のニーズやご意見を伺いながら、イベントや教室の開催など、施設の有効利用と利用者増の工夫をしているところでございます。

また、施設の統廃合や地元移管につきましては、公共施設のあり方の方針に基づきまして、各所管において、平成23年度から順次、調整、移管等の作業を進めているところでございます。

以上です。

○**滝川健司委員長** 片瀬契約検査課長。

○**片瀬雅好契約検査課長** 私からは、5点目の随意契約につきまして答弁させていただきます。

鈴木達雄委員の質疑でお答えしましたように、随意契約は、その法制度の趣旨を十分活用すれば、市にとって大変有利な契約とすることが可能な制度であります。競争を目的としていない契約制度でありますので、一歩間違えれば、公正な取引の側面から危険な契約であるともいえます。

当然、各事業の所管課は、地方自治法施行

令で限定列挙された九つの規定に基づき、契約事務を行っているのですが、その条文の解釈に十分客観性を持った説明ができなかったことから、決算審査での意見書で指摘されたものと捉えまして、契約検査課では、平成23年3月に、随意契約制度の趣旨や事例、判例を交えながら解説し、随意契約の判断基準としていただくために、「随意契約適正執行のための指針」を作成しました。

このガイドラインに基づき、全課の契約事務担当者に対し説明会を開催し、周知徹底を図るとともに、平成23年度の契約事務についても法制度の趣旨を理解し、適切な事務処理を行っていただくよう、機会があるごとに相談に乗らせていただきまして、ときには指導し、意識付けを促してまいったところでございます。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 菊地勝昭委員。

○**菊地勝昭委員** 丁寧な説明をありがとうございます。

2度聞きましたので、少しは頭に入ったかと思っておりますが、常に例月監査とか、いろんな監査があるわけですが、そこで監査委員が気付かれて、執行部へ「これは改善が必要だよ」というような指摘された事項に対しては、どのような対応をしておるのでしょうか。本来、監査委員から指摘されたら、それにはこのような対応をして改善していきますというのが、返事が行くのが普通だと思いますが、私も作手で監査委員をちょっとやってたんですが、そのときにはなかなか返ってこないなと思ったものですから、今の行政としてはどんなふうに対応していますか。

○**滝川健司委員長** 竹下財政課長。

○**竹下喜英財政課長** 平成23年度の監査結果にはなりますが、今年度いただきました監査意見の総評につきましては、先ほど申し上げましたように、昨日、予算編成担当者会議を行いまして、そこに資料として各担当者全員

に配りまして、意見に対応した予算をつくってくださいと。これについては、まだ各課には示しておりませんが、それぞれどう対応したかというのを回答書を新年度予算の編成が終わった時点でいただくということで考えております。

○滝川健司委員長 例月監査の個別指摘事項に対して、どういう対応をしたか回答がないけどという質疑でした。

○竹下喜英財政課長 そういう回答をこれから求めていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 ちょっと、私の頭では、ちょっとかみ砕けないところがありますが、財政がこれだけ健全化に向けて動いてきたということは、監査委員さんの指摘事項も、ちゃんとそれを行政に生かしてきたということであろう結果になったかと思っておりますので、今後とも監査委員さんは、本当に大変な資料の中から時間をかけてやっていただけるものだから、そのことを本当に真摯に聞いていただいて、改善に向けていっていただければ、新都市の財政は持続が続くんじゃないかと思っておりますので、それだけお願いしておきます。

以上で終わります。

○滝川健司委員長 梅原監査委員事務局長。

○梅原淳範監査委員事務局長 先ほどの菊地委員からのご質問の中で、例月出納検査、あるいは定例監査等の通常の監査の中の指摘をどう対応されておるかということですが、これまでも定例監査等につきましては公表しておりますし、その指摘事項について回答を求めています。

それから、今年度からであります、回答については3カ月以内というような形で回答をいただくような、要はこれからの方針だとか、どういう対応をしていくかという回答をいただくようにしておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○滝川健司委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 終わろうと思いましたが、ちょっとまた回答をいただきましたので、その件につきまして。

議会にも例月出納検査とか監査の結果は報告があると思うんですが、それに対して執行部からのどのような対応をしますよというのは来てないと思っておりますので、できればそういうものも議会にも知らせていただけたらと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 梅原監査委員事務局長。

○梅原淳範監査委員事務局長 例月出納検査については、今まで、私が今年、就任してからも、特に公表するような意見は付けておりません。個別に指導するという部分はありますが、それについては例月出納の中で指摘をし、その中で改善をいただく事務的な処理というような部分についてのみであります。

定例監査につきましては、先ほども申しましたように公表をしております、その回答につきましても公表をさせていただくという形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○滝川健司委員長 菊地委員、よろしいですか。

菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で、106号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第106号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第106号議案は認定すべきものと決定しました。

第107号議案 平成23年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** それでは、第107号議案平成23年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定について、総括で質疑いたします。

1点目、保健事業の健全化を図るため講じた対策と成果を伺います。また、被保険者の負担軽減も考慮した財政健全化への取り組み状況を伺います。

2点目、平成23年度決算結果によって、財政健全化のため、平成24年度、25年度で保険税率を22%上げるとした推計に変化はないか伺います。

○**滝川健司委員長** 今泉市民保険課長。

○**今泉訓行市民保険課長** それでは、第1問目からお答えさせていただきます。

保健事業の健全化対策と成果であります。健康診査事業では、医療機関個別健診において、対象者一人一人に受診案内と受診券を送付するとともに、一定期間経過後には未受診者には再通知を行い、年に1度の健診を促しました。また、医療機関個別健診を受けられなかった方には、受診機会確保のため、集団健診を西部公民館で実施いたしました。

前年度に比較しますと、健診の受診者は147名増加し、受診率も1.9%上昇をいたしました。

特定健診結果に基づく保健師、栄養士による保健指導も、昨年より29名増加しました。健診により、早い段階で生活習慣を見直し、改善できるよう指導ができ、前年に比べよい結果が得られました。

人間ドックでは希望者が多く、できるだけ

希望に沿えるよう定員枠を50名増加したことで、多くの方に年に1度の健診の機会を確保でき、被保険者の希望に沿うことができたと考えております。

健康教育事業では、ヨガ、エアロビクスなど5教室を実施し、運動不足の解消やメタボリック対策、生活習慣の見直しなど、健康への関心を高めるための動機付けとして延べ76回実施いたしました。終了後のアンケートでは、「参加してよかった、体が楽になった、次はいつ行きますか」など、参加者から大変好評でした。

被保険者の負担軽減財政健全化では、23年度保険税引き上げにおいて、高負担にならないよう激変緩和措置による保険税率の改正を実施いたしました。低所得世帯におきましては、均等割、平等割において、7割・5割・2割の軽減で、1億1,069万円を軽減し、さらに市の条例減免により782万円の減免を実施し、低所得者への負担軽減を行いました。また、課税の上限である賦課限度額を国の示す基準に改正し、中間層の負担軽減を図ったところであります。

2問目でございますが、23年度決算結果による今後の推計の変化であります。22年度、23年度と保険税の引き上げをお願いし、税率を改正してまいりました。この結果、23年度決算では、実質単年度収支はマイナス2,200万円ほどとなりました。

しかし、決算には、保険税激変緩和に対する特別繰り入れ8,000万円や、国民健康保険事業基金取り崩し5,000万円が含まれています。こうした特別繰り入れや基金取り崩し財源は、保険税で確保すべき財源であることから、総額で1億5,200万円ほどの保険税が不足することになります。

既に、24年度においても保険税を引き上げさせていただいておまして、今月の本算定において調定額は1億円程度、増加する見込みであります。

24年度、25年度で、22%引き上げるとした推計につきましては、被保険者の所得の変動、医療費の伸びや、後期高齢者支援金、介護納付金が見込み以上の伸びを示した場合には変わってることがあり得ますが、23年度決算状況からは大幅に変わることはないと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 保険税率の値上げについて、24年、25年です。昨年度、平成23年度の12月議会で、附帯決議をつけて可決したということでございます。

そのときの議論の中で、先ほどお答えにもありましたけれども、保健、健康づくりに力を入れたいという、特に50代のメタボ対策、糖尿病対策、そういったものを、生活習慣病対策を進めていると。

それから、地域、この新都市に特化されたような疾病対策について、保健所や市民病院や保健部、部署の共同で研究会を立ち上げて、方向性を出したいというような回答があったかと思えます。23年度において、その方向性を出したいという、12月の時点での回答、それに対してその研究会等の進捗状況、それから方向性を出したいという、その方向性が出たのかどうか、そのあたりを伺います。

○滝川健司委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 国保の健全化に向けてでございますが、まず国民健康保険事業の健全化の取り組みということで、賦課業務体制について見直しを行う、また本算定の時期を早める、また保険料の納付回数を見直すといったようなことを今、考えて、検討をしておるところであります。

具体的には、賦課業務体制につきましては、現在は税務課で賦課を行っております。市民保険課におきましては給付を中心としております。資格、給付、税の一体化を図り、総合的な国保運営を行ってまいりたいというよう

なことで、賦課業務を市民保険課へ移行したいと。また、本算定期でございますが、現在9月を本算定としておりますが、被保険者の方に4月、6月の仮算定の納税と本算定の時点の税額で大きく食い違うというようなことから、理解されにくいという点がございませぬので、所得の確定する6月1日以降において、早い時期で本算定を行っていくという検討を進めております。また、納付回数については、現在8期でございますが、1期増やしまして9期というようなことを考えておりました、こうしたことによりまして、被保険者に納税しやすい、またわかりやすい体制を築いていきたいと考えております。

あと、疾病分類などをもとにした保険給付の要因、あるいは保健指導、予防活動でございますが、保健活動につきましては、専門的な保健師がいる保健センターに保健業務の一部を24年4月から移行しまして、市民保険課と健康課で共同で保健事業を実施していく体制をとりました。また、保健師や栄養士による保健事業の推進ということで、特定健診、特定保健指導の受診率向上などにも保健師さんが入っていただいて、実施をしていただく体制をつくりました。

あと、市民への徹底した説明というようなことで、国保制度の現状、あるいは保険税などについて、市民に対し、広報、パンフレットなどで周知を図りまして、少しでも国民健康保険の状況を知っていただくというようなことで、7月には国民健康保険がピンチですよというようなチラシ、また受給者証の交付の時点で、医療制度について、ジェネリックの利用などの促進を促すパンフレットを同封したというようなことを行っております。

あと、市民病院で糖尿病の検討会が立ち上がっておるわけなんです、その内容について、ちょっと私は把握しておりませぬので、今お答えを控えさせていただきます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 今回の答弁は、研究会の経過と方向性の答弁としてよろしいですか。それを達雄委員は聞いている気がしたんですけど。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 生活習慣病対策については、始めたばかりで状況がわからないということです。

やはり、制度上の問題がある国保でございませけれども、自前で、新城市で対策ができるということ、やっぱり健康づくりということかと思えます。ですので、先ほど来、保健指導であったり、健診であったり、非常に動きとしての成果は上がっているということでございませるので、今後とも前に回答していただいたように、この地域の疾病対策に特化したような健康づくり、保健活動、そういったところの研究をぜひとも今後も続けていただいて、方向性を出して、実際活動に生かしていただきたいと思います。質問はやめます。

それから、私ども、附帯決議の中で、国への働きかけを市でもちょっと本腰を入れて、この制度の改革についてしてくださいというような決議を付けたわけですが、23年度において、今までにおいて、そういったような動き、いろんな政権の微妙なところもありますけれども、何かされたのか伺います。

○滝川健司委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 国、あるいは県への働きかけでございませますが、民主党14区への要望ということで、定率国庫負担金を引き上げ、医療費の増加に対する安定した財政支援の拡大を要望ということで実施をさせていただきました。また、同じく民主党14区へ、国庫負担金の福祉医療波及調整の廃止、またそれに対する必要な財源措置の要望、また東海・北陸国保主幹課長緊急協議会におきまして、制度の改革4項目、制度の改善7項目などを要望させていただいております。

あと、愛知県に対する要望ではありますが、愛知県山村振興連盟愛知県支部を通じまして、県事業費補助金が年々、負担交付率が下がっております、これが下がることによって不安定な交付が続いていると、安定した交付を要望しますというようなことで出させていただきました。

あと、福祉医療制度の見直しなどについて、県が現在、福祉医療の見直しを検討しております。その中で、サービスの低下にならないよう、市町村の財政負担にならないような要望を出させていただいております。

以上のような要望を実施させていただきました。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 その成果はということで質問しておりますけれども、その反応が何かあったんですか。

○滝川健司委員長 今泉市民保険課長。

○今泉訓行市民保険課長 成果につきましては、ちょっと、要望はしておりますが、実際、その要望に対して改善されたという部分はないように思います。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第107号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第107号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第108号議案 平成23年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本議案の討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第108号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第108号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第109号議案 平成23年度新城市介護保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

私は、介護保険の関係の中でも特に地域支援事業費、これは大きくこれからの新城の介護保険の会計に大きく響いてくると思いますので、この二つについて質問します。

まず、歳出3款1項1目介護予防一般高齢者施策事業費、介護予防普及啓発事業、272ページ。

要介護状態になることへの予防を図る事業は計画どおり実施できたか、お願いします。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 それでは、要介護状態になることへの予防を図る事業は、計画どおり実施できたかという質問が出ておりますのでお答えします。

要介護状態になることへの予防を図る事業、介護予防事業と申しますが、健康課、それか

ら地域包括支援センターと連携しながら実施しております。

昨年度、平成23年度は、主に運動器の機能向上のための教室、転倒予防教室、それから認知症の予防教室を行いました。これは、どちらも要介護状態になる要因の多くを占めるものでございまして、かつ65歳以上の方へのアンケート、参加してみたい教室というアンケートですが、この中で参加希望の多かったものでございます。教室に参加された方へは、アンケートや座談会の中で、参加前後の変化をお聞きしておりますが、主観的健康観、ご本人の健康状態をよいからよくないまで6段階で答えていただくものでございますが、これらから心身ともに改善が見られました。

また、口腔機能の向上ということで、飲み込むとか、むせ予防のように、実際には高齢者の死亡原因、誤嚥性肺炎など上位にあるものの、アンケート等ではまだまだ予防の大切さが認識されていないものにつきましては、教室開催等の方法ではなく、機会あるごとに健康講話に取り入れるなどして知識の普及を図っております。

市の要介護認定新規申請が80歳以上から増えまして、原因疾患では骨、それから間接疾患が多いことから、今後も一層の普及啓発に努めていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 介護普及啓発事業というのは、今言われたこと以外の事業は入らないということで、確認ですけれど、今言われた教室が普及事業の中に入って、それ以外の介護予防に対する事業というのは、この事業の中には入っていないということなんでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 ご指摘の272ページの147万の件だと思うんですが、これについては教室の関係でございまして、そのほかは入っておりません。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 そうしましたら、前から私も、何度かいろんな一般質問などで指摘させていただきまして、この介護予防を普及させるのは大変重要な役割だと思うんですが、23年度、この教室につきましては回数、または場所、そういう開催する場所を広げた、各地で行ってきたのかとか、あと回数を増やしたか、この辺につきましてはどのような状況でしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 23年度につきましては、先に私が申し上げました転倒予防教室なんです、これは鳳来、それから新城、作手と、各地区の保健センターを利用して、それぞれ10回ずつ開催させていただきました。

ちなみに、鳳来地区では延べ160名が・・・。

ごめんなさい、計画では10回だったんですが、9月21日に台風15号が来たということで、この1回だけはちょっと中止にしまして、鳳来地区は9回でした。それから、作手地区、新城地区は予定どおり10回、この転倒予防教室を行いました。

ちなみにですが、作手地区では延べ193名が、新城地区では延べ130名がこの転倒予防教室に参加していただきました。

それから、もう一つの認知症の関係でございます。こちら、23年度につきましては、初級編ということで3回ほど、場所は文化会館、それから勤青ホームの軽運動場。それから、初級が終わりまして、その後、中級編も年3回ほど文化会館で行いました。

こちら、初級編が延べで134名、それから中級編が延べで59名で、両方あわせて193名の参加人数がございます。

それから、これはもう以前からやっているんですが、昨年も行ったんですが、毎週木曜日に、前崎委員も参加してくれたと思うんですが木曜塾、こちらは定期的にやっております。

して、年間で46回行っております。こちらは延べで376名参加していただいたということでございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 ただいま木曜塾、私も昨年問題にしていますので、今、報告がありましたので、この木曜塾に関しては、老人福祉センターを使って開いているということで、バスで市内のあちこちから集めてきて行っている。毎週行っている回数の中で、延べで370名少しということで、この辺についてのここで開催することの意義をぜひ考えていただきたいというのを言わせていただいたことがあるんですが、ここはぜひとも指導者を、介護予防を各地域で行う指導者を育てる教室にしてほしいということで、というのは、やはり市内各地からバスを出して集めてきますけれど、その時間とそれを考えるのであれば、各公民館で、少しでも近いところで、歩いていける範囲のところ回数を増やせるように、ここでは指導者を育てるべきものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 そのご指摘につきましては、うちの担当係長にも報告を受けております。なぜここでやっていかなければならないのかというのは、私も4月に異動で行きましたときに若干疑問に思いました。スタッフのこと、それから集めるにもバスを使ってもいいんですが、なかなかそのバスも思いどおりに使えないような事情もあります。できれば、デイサービスのように専用の車があつてというようなことができればいいなというようなことも思ったり、それからここは指導者にして、各地区の集会場とか、本来はそういったところでやるべきではないのかとは私も思っております。

一番大きいのは、あっちゃこっちゃ行ったときにスタッフのこともありますので、今後

どうなるかわかりませんが、私もこの介護予防の事業というのは、介護保険の給付費の抑制のためには絶対に必要な事業だと思っておりますので、なるべく地域に出て行ってやりたいという気持ちはありますので、もしばらくちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 現場に出向いていただいて、その課題を見付けていただいて大変うれしく思います。ぜひとも、今言われたように、介護保険料の抑制につながる事業ですので、取り組んでいただきたいと思っております。

続けて、2問目に。

○滝川健司委員長 続けてお願いします。

○前崎みち子委員 3款2項1目の包括的支援事業費、地域包括支援センター運営事業、272ページ。

地域包括支援センター、在宅介護支援センターは、高齢者の地域の総合相談窓口の役割を十分に果たすことができているかお伺いします。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 それではお答えいたします。

地域包括支援センターは、昨年度は主任介護支援専門員、主任のケアマネですが2名、それから保健師2名、社会福祉士2名、それから昨年はちょっと1名、臨時職員のケアマネを増やしまして、合計7名体制で業務を行いました。また、在宅介護支援センターについては、市内6カ所、中学校区に1カ所ということはお存じだと思いますが、お互いに密接に連携しながら業務を遂行しております。

そこで、今回、総合相談窓口の役割を十分に果たすことができたかということですが、昨年度の総合相談件数は、地域包括支援センターで年間延べ1,090件ほど、総合相談のみで1,090件です、受けております。また、在宅介護支援センター、これは6カ所

全体ですが、年間延べで1万6,276件の相談を受けております。

内容はご存じだと思いますが、地域包括支援センターでは、家庭での介護に関する事、それから在宅福祉に関する事、それから介護保険に関する事、あるいは虐待防止に関する事など、高齢者福祉に関するさまざまなことをございます。特に、私もこの4月に来て、虐待というのですか、身体虐待だけではございません、金銭虐待もございまして、ちょっとそちらにも出席してほしいということで、ちょっと立ち会ったこともございしますが、この辺の権利擁護の事業が年々増加しております。ちなみに、昨年度、虐待関係が58件、それから消費者被害が2件、それから成年後見制度は80件、それ以外に親子の関係、それから家族の関係など、困難事例という形で報告してもらっていますが、こちら195件、こちらの対応に当たったということで、いずれも、時間と根気が必要な業務であると考えております。

また、在宅介護支援センターでは、必要な保健・福祉サービスが受けられるように、行政機関、サービス提供機関、居宅介護支援事業所との連絡調整などを行ってまいりました。

これからも、さまざまな高齢者福祉に関する困り事、それから悩み事に対し、適切な助言を行い、役割を果たしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 さまざまな、今言われたような高齢者の方の問題はあるわけですが、総合相談窓口としての機能、これが高齢者の総合相談窓口、あらゆるいろんな問題に対してまずは地域包括、在宅介護、ここは相談する場所なんだということが、まず市民の間に周知できているかという点につきましてはどのように思ってみえるでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 確か、今の質疑は昨年

の12月にもあったと思ひまして、うちの小澤部長からもお答えがあったと思ひますが、引き続きPRに努めていきたい。それから、特に民生委員の全体会、あるいは各地区の地区会等ございます。そちらにも、在宅介護、それから地域包括の職員も出て行ってPRに努めております。それから、あとボランティアの活動団体の総会等にもお邪魔しまして、PRをしているところでございます。

私は、まだ4月から来て半年ですが、地域包括と在宅介護について、非常にわかりにくいぞというような、特にちょっとあれは聞いておりませんが、私は中に入っているものですから、作手の在宅介護支援センターも自分が立ち上げたような経緯がございまして、その辺についてちょっとわかりにくいというご指摘があれば、PRしかないかなと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 新聞とテレビ、何かあったら、各市町村には地域包括支援センターがあるから、そこへ相談に行ってください。これは、最近の報道でよく言われる言葉です。新城市の地域包括支援センターはどこにあるかという看板、まずありますでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 新城福祉会館、入り口のところに何か、何かという言い方はいけませんけれども、昨年のあれを見まして、看板はどうなりましたと言ったら、今、何か看板をつくってあるということは聞いておりますので、入り口だと思いますが。

○滝川健司委員長 決算でお願いします。

前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 実は、この部分については前から指摘してきて、ここは地域包括支援センターの役割をきちんと果たしていくためには、何をどのように変えなきゃいけないかというのは23年度、これはやって、これは前から指摘はしてきましたので、在介部分、先

ほど言われました在宅介護支援センターもサービスをただ横へ流しているだけの、相談事業という部分の相談窓口、各ブランチ、中学校ごとに相談窓口、身近なところで相談ができますよとしてつくってあるんですが、この名前自体が大変わかりにくい。もう今、民間のところでも居宅サービスとか、名前が介護保険の名前、かなり多いので、この中で、在宅介護支援センターを総合相談窓口の地域ごとの身近な相談口だと認識する方というのは、なかなか、よほどの方でないとうわらないし、しかもこれが各中学校の相談窓口という看板は、もう道路、ある意味立てられているわけでもありません。

ちょっと、入らないように気を付けますけれど、豊川市ではもう高齢者相談センターという名前に一括して、もう見てすぐわかるようにしたそうです。だから、この23年度のところ、22年度から23年度、これは事業を行っていく中で、やはり変えていかなきゃいけない部分はぜひとも変えていただかないと、いつまでたっても、せつかくここはかなり依頼されている事業でお金も出ています。ですので、もう少しわかりやすく、皆さんが相談できる事業所は支援センターに変えていくべきだと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 すぐこうするという返事は今ここでできませんが、市民の方が本当にわかりにくいということであれば、わかりやすい方向で前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第109号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第109号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第110号議案 平成23年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定から第135号議案 平成23年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの26議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本26議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本26議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第110号議案から第135号議案までの26議案を一括して採決します。

本26議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第110号議案から第135号議案までの26議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第136号議案 平成23年度新城市新城市民病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 総括、監査委員の決算審査意見書の「むすび」15ページより、以下の点について伺います。

1、医師確保・定着に対する今後の取り組みは。

2、中・長期計画に基づく今後の具体的な取り組みは、お伺いします。

○**滝川健司委員長** 天野市民病院総務課長。

○**天野雅之市民病院総務課長** まず、一つ目ですが、平成23年度において、医師確保プロジェクトチームの活動が実り、整形外科医師を独自に採用することができました。また、愛知県からの医師派遣を3名から4名に増員していただきまして、総合診療科を立ち上げ、救急医療の拡大に取り組むことができました。

安定的な医師確保には、大学医局等のご理解、ご協力が欠かせないことから、浜松医科大学、愛知県、県内の関連大学に訪問し、これまで以上に連携のとれる関係となるよう努めてまいります。

定着化につきましては、医師にとって魅力ある病院になるよう、専門医や認定医の資格取得のための条件整備や、子育て中の女性医師が勤務しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、具体的な今後の取り組みにつきましては、平成18年度のアクションプラン、平成21年度からの改革プランに取り組んだ結果、収支は徐々に改善され、救急患者さんの受け入れ拡充など、医療機能も回復傾向にあります。

こうした中で、今年度は、電子カルテシステムの導入に取り組んでいます。これにより、診療情報の一元管理が図られ、医療の質の向上が期待されます。あわせて、ペーパーレスによる省資源化と情報分析による効率的な病院経営が可能となります。

さらに、新たに取り組むべき課題として、医師以外の医療職員の確保、大規模災害への備え、医療需要の変化への対応、施設、整備、医療器械等の更新を掲げ、計画的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 「むすび」を読ませていただいても、少し一般質問でちょっと言いましたけれど、明るい兆しの中で、今が大変重要な時期なんだというを感じています。

医師の確保、定着という点で、後期の研修医を受け入れることができていくなれば、これはかなり総合診療科の特に地域医療に力を、二次医療病院ということですので、地域医療を充実させていくことによって、後期研修医を受け入れる可能性が出てくると思うんですが、この辺の点につきまして、今、病院で何か取り組んだり、準備していることがありましたらよろしくをお願いします。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 研修医の受け入れにつきましては、初期研修と後期研修がありまして、初期研修については平成22年度から開始しております。22年度は8名、23年度は17名、それぞれ2週間の研修だったんですが、今年度から1カ月の研修ということで10名、来年度は21名と、徐々にですけれども研修医の数が増えているという状況であります。後期研修につきましては、家庭医の研修、プライマリーケアの研修プログラムを作成しておりますが、今現在、研修医はおりませんので、PRしてその研修プログラムに、今現在、参加している先生が見えます。それは、県から送っていただいている自治医科大学の先生が研修プログラムに乗って研修を受けております。さらに、その研修の方が増えるように、PR等していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 前期研修の方が増えてきているということは、後期につながる可能性もありますので、その点をよろしく願いします。

2点目の中・長期計画に基づくということですが、「むすび」ののところを読んだときに、

今、先ほど言われたのは病院の中の経営管理の点が多かったんですが、東三河北部医療圏の基幹病院として、中・長期的にやはり考えた取り組みというのも大事だと思うんですが、その辺につきましてはどのようにお考えですか。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 この地域を考えますと、東栄病院があります。開業医の先生方もおりますけれども、その先生方と連携していくというところで、今行っているのは東栄病院との医師ですとか、医療スタッフの相互協力というところをしておりますので、それを進めていくということ。それから、さらに新たな取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、お答えの中、病病連携みたいなのをきちんとやっていきたいということなんですが、病診連携、紹介、逆紹介、この辺をきちんとしていくことというのはとても大事なことだと思うのですが、この辺が今、徐々に上がってはきていますけれど、もう少し紹介率を上げるという、お互い逆紹介率、また紹介率を上げるために必要な手立てというのは、どのように考えてみえますでしょうか。

○滝川健司委員長 天野市民病院総務課長。

○天野雅之市民病院総務課長 病院便覧というのを作成しております、今の病院の現状、どういった先生がどういった専門科の診療をしているですとか、時間外の診療についてはどんな診療時間で、どういった患者さんを受け入れているというものが載っているものなんですけれども、そうした資料を持って開業医の先生のところを訪問させていただいて、こういったものならこちらで受け入れができるというPRをさせていただいております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 先ほどの鈴木達雄委員の

質疑の中にもありましたけれども、市民病院で糖尿病の勉強会を開いているという話があったんですが、私は市民病院の役割に、ある意味、教育という部分をきちんと入れていくことが大事ではないかと思うんですが、今、ちょっと一般質問になる可能性がありますので、先ほどそういう糖尿病の研究会が行われていることなんです、これ以外にもこういう勉強会、こういうことを今、予定していることがありましたら教えていただきたいと思えます。

○**滝川健司委員長** 豊田市民病院経営管理課長。

○**豊田卓孝市民病院経営管理課長** 今、糖尿病の関係で言いますと、透析に至るような患者さんというのが出てきますので、患者さんについてはそれに至らないような教育、それから重症化しないような神経的などところについて理解していただくというような、患者さんに対する教育は今も糖尿病教室などでやっております。それから、あと糖尿病教育入門というプログラムがありまして、2週間程度でやっておるところであります。

それから、先ほどの健康課、国保の糖尿病の教室というようなところではありますが、保健所さん、それから市の保健師さん、それからうちの看護師、糖尿病を専門にやっておる看護師等が勉強会を開いております。つい先日も、ちょっと結果はわかりませんが、保健所さんが中心になって、うちの病院で糖尿病の関係のアンケートをとりまして、そのようなもののちょっと分析も始まっているところあります。

以上です。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第136号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第136号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第137号議案 平成23年度新城市水道事業会計決算認定、及び第138号議案 平成23年度新城市工業用水道事業会計決算認定の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第137号議案、及び第138号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第137号議案、及び第138号議案の2議案は認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了しました。

なお、本委員会の審査結果報告及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認め、そのよ

うに決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉
会といたします。

閉会 午後3時24分

以上のおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司